

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<b>予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 ( 3 ) ( 29. 3 定 )</b>			
日 時	平成 29 年 9 月 26 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 4 0 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	新谷委員長、面野副委員長、秋元・千葉・酒井（隆行）・ 中村（吉宏）・濱本・佐々木・小貫各委員		
説明員	市長、教育長、副市長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育・ 病院局小樽市立病院事務各部長、消防長、会計管理者、 監査委員事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者 （選挙管理委員会事務局長欠席）		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">書 記</div>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に千葉委員、佐々木委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。横田委員が濱本委員に交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、質疑に入ります。

なお、本日の順序は民進党、公明党、共産党の順といたします。

民進党。

---

○面野委員

それでは、本会議に引き続きまして、昨日空転し、なかなかスムーズに審議が進んでいないこともありますから、説明員の皆様におかれましては、正確な答弁を心がけていただきますようお願い申し上げまして、質問に入らせていただきます。

◎地域公共交通法定協議会について

まず、地域公共交通法定協議会について、何点か質問させていただきます。

4月に、現在の建設部担当主幹が配置され、約5カ月強がたちましたけれども、現在まで、どのようなノウハウを得ることができたのか、具体的にお示してください。

○（建設）小南主幹

今年度に入り、法定協議会の設立、地域公共交通網形成計画の作成に向けて、他都市の取り組み状況、北海道運輸局との情報交換、バス事業者との意見交換、銭函地区でのアンケート調査を行いました。

その中で、他都市の地域公共交通網形成計画の作成の取り組み、バス事業者の利用促進などの取り組み、バス事業者の課題、国の施策の動向、銭函地区のアンケート調査結果から問題点など把握したところであり、このような取り組みや問題点、課題などを十分認識するとともに、現状の公共交通のサービスと利用者のニーズのギャップを少しでも解消することが必要であるということを得たところでございます。また、いかに公共交通を利用していただくことが、持続可能な公共交通の形成を図る上で重要なことであるということを再認識したところでございます。

○面野委員

ただいま、答弁の中にもありましたけれども、銭函のアンケートの結果は、どのように分析し、見解を持っているのか、御説明ください。

○（建設）小南主幹

銭函のアンケート調査につきましては、7月18日から7月31日まで、銭函地区にお住まいの方2,000名を無作為で抽出してアンケートをしたところでございます。

アンケートの回収につきましては、770件が回収されておりまして、38.5%の回収率となっております。

アンケートの中身につきましては、建設常任委員会で報告する予定でありますけれども、アンケート結果から、問題点といたしまして、自家用車のない人や運転ができない人が多いだとか、外出の頻度が少ない、外出の移動手段について不満を感じている人が多い、乗り継ぎが不便と感じている人が多い、運行本数が少ないと感じている人が多い、料金に対する要望が多いという問題点がありまして、それに対して課題といたしまして、公共交通を持続させる必要があるということで、自家用車がない人だとか、運転ができない人がいる中で、公共交通を増強させる必要があると。

あと複数の交通手段の組み合わせの把握が必要だということで、銭函地区におきましては、JRが主な幹線の交

通手段となっておりますので、鉄道などへのアクセス、複数の交通手段の組み合わせを把握する必要があると。あと利便性の高い交通手段の利用状況の把握ということで、タクシーの利用はかなり多いということで、利便性の高い交通手段ということでドアツードアで移動するタクシーの利用が多く見られることから、その利用状況についても把握していかなければならないのかなど。

あと、アンケート結果では、外出の目的といたしまして、買い物が一番多いのですけれども、その次に病院、通院に対する移動目的が多いものですから、病院で今無料の送迎バスが運行していますので、それについても利用状況を把握する必要があるのではないかと。

あと、目的ごとの利用状況の把握ということで、移動手段につきまして、いろいろと目的ごとに違うということで、そういう部分を把握しながらいかなければならないのかということ、あと地域によってもいろいろ特性があるものですから、そういう部分についても、今後、把握する必要があると考えております。

#### ○面野委員

それでは、建設常任委員会、本会議等でも法定協議会の設置の時期については、多くの議員の皆様から質問があり、今回も 11 月を目標に法定協議会の設置を目指しているということでしたが、これまでの議会の中で示されていた、法定協議会の中心を小樽市が担って進めていかなければいけないのだというためにノウハウを蓄積しないとイケないということで御答弁いただいていたと思うのですが、その理想としたノウハウが、蓄積されたから 11 月を目標に設置するという発言をしたのか、お答えください。

#### ○（建設）小南主幹

まず、法定協議会の目的につきましては、地域公共交通網形成計画を作成することの実施と、実施に対する協議を行うことが目的となっております。また計画の推進に当たって、計画の進捗の確認だとか、検証、評価を行うものであります。

先ほど述べたのですけれども、他都市の地域公共交通網形成計画の作成の取り組みだとか、バス事業者の利用促進などの取り組み、バス事業者の課題、国の施策の動向、あと銭函地区のアンケート調査の結果からの問題点、課題を把握したところであり、このような取り組みを十分認識するとともに、今後の協議会の運営に当たり、このような点を十分認識しながら、今後の調査や計画策定の中心になって取り組んでいきたいと考えております。

#### ○面野委員

中心になるためのノウハウは蓄積されたという自負があるということによろしいですか。

#### ○（建設）小南主幹

協議会の設立に向けて、そういう一定程度のノウハウは蓄積されて、11 月を目標に協議会を設立したいと考えております。

#### ○面野委員

ぜひ頑張ってくださいと思います。

それから、今、主幹にお答えいただいたノウハウについてですが、これは庁内の情報共有というか、ノウハウの共有はされているのでしょうか。それとも主幹だけが、いろいろ各関係機関の話ですとか、アンケート調査なんかを分析されていたと思うのですが、庁内ではどのようなノウハウの取り扱いになっているのか、お示してください。

#### ○（建設）小南主幹

公共交通についての公共ごとの課題だとか問題点につきましては、当然建設部内、建設部長、担当次長含めて情報共有をしているところでありまして、内容についても把握しているところでございます。

また、今回のアンケートにつきましても、まちづくり推進課の職員も作業をしていただき、今取り組んでいるところでございます。

また今後につきましても、公共交通は建設部だけでやるものではないですから、関係部署にも同じような形で情

報共有に努めてまいりたいと考えております。

**○面野委員**

ちなみに法定協議会の構成委員としては、小樽市は事務局的なことになろうかと思うのですが、その事務局はどういった部、課が携わる予定なのか、その辺は決まっていますか。

**○（建設）小南主幹**

ほかのまちの事例、事務局といたしましては、建設部は公共交通の担当になっておりますので、事務局としては、建設部が行うという考えで今のところ입니다。

**○面野委員**

**◎ふれあいパスについて**

次に、ふれあいパスについて、何点か質問させていただきます。

まず、以前の市長の発言で、ふれあいパス事業費は、おおむね 1 億 5,000 万円程度で推移するよう制度設計が必要とありました。これに対して私が代表質問で、現在そういった状況にないので、市長はこの発言を撤回するのか質問し、撤回するかしないかについては触れられておりませんでした。現在の状況を述べた程度にとどまっていたのですが、平成 30 年度のお話にも現在なっていて、30 年度に関しては、2 億円を超える当初予算の見込みがあるというふうな発言も出ていますので、理由はどうであれ、この市長の発言の撤回を一度行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

**○（福祉）地域福祉課長**

ふれあいパス制度の事業費についてでありますけれども、市の負担を軽減して、持続可能な制度にするためには、時間をかけて慎重な議論、検討が必要で、新制度の構築までには正直まだ時間がかかると考えております。

1 億 5,000 万円の事業費については、これは制度を将来にわたり継続していくための目途として設定した金額でありますので、今後どのような制度になるかについては、今の段階では案もまとまっておりませんので、現時点で 1 億 5,000 万円を撤回するということまでは考えておりません。

**○面野委員**

それでは、新制度の案が示されたときに撤回するということですか。

**○（福祉）地域福祉課長**

そうですね。新しい制度のつくりにもよりますけれども、一応できる限り 1 億 5,000 万円に近づけていきたいというふうに現時点では考えております。

**○市長**

私の発言でもあるので、改めてお話しさせていただきますけれども、当時、1 億 5,000 万円ということでお話をさせていただいたときにおきましては、現行の制度が維持できている中で、さらにオーバーしてしまう可能性がある。それを維持していくために、市として 1 億 5,000 万円程度が目安であろうということを、今まで算定方法を含めてお話しさせていただいたところでございます。

そのときは、その仕組みの中でどういうふうに取り組んでいくのかということでお話をしておりましたので、その考え方、発言を現行において撤回するつもりはございません。現状においては、さきにもお話ししたかと思うのですが、状況が大きく変わっている状況なので、そのときにお話ししたことそのものは、そのときの状況に基づいてお話をさせていただいているので、現行においてはまた状況が変わった中で、制度設計も含めていろいろ考えていかなければというふうに思っておりますが、当時のその言葉そのものをそれによって撤回するという考え方を私は持っているわけではございません。

**○面野委員**

ですが、事実上 1 億 5,000 万円程度で推移できていない状況に陥ったわけではあるので、やはり撤回する、しな

ということではなくて、しっかり報告しなければいけないと思うのですが、その辺はいかがですか。

#### ○市長

ですので、このたび補正予算を提案するに当たって、こちらの体制、段取りが整ったことから、皆様に報告を申し上げたというところでございます。

#### ○面野委員

撤回しないということなので。

次に、2回のトップ会談。中央バスの社長と森井市長でトップ会談が行われていたと思うのですが、その中で言及はした、しないの話はここでは置いておきますけれども、話はあったと、触れていたというお話で、今ここまで議論がなされているわけですが、それでは、どのようなお話があったのか、お答えください。

#### ○（福祉）地域福祉課長

まず、昨年8月の会談内容につきましては、中央バス社長からは法定協議会設置の話が多かったのですが、その中でふれあいパスに関しては、路線が黒字のときはある程度のことは吸収できた。でもこれ以上、赤字を続けていくわけにはいかない。そういった意味でも負担割合を再度お願いしたい。市とは定期的な打ち合わせもさせていただいているが、進んでいない。ふれあい回数券もきつくなってきているとお話がありまして、会談の最後に、法定協議会を含めた全体に係る話だと思うのですが、市長のリーダーシップを発揮して、ぜひ推進していただきたいとおっしゃっていました。

1月の会談については、福祉部は参加しておりませんが、その中でふれあいパスの話はなかったというふうに聞いております。

#### ○面野委員

この件につきましては、佐々木委員がしっかりやりますので、私は次に移りますけれども、このトップ会談の中でふれあいパスの話があった、なかった、そういったようなことで抗議文も実際に届いておりましたし、その抗議文を受けて言及があった、なかったと本会議を空転させる大問題に発展したわけでありました。

それで、私は今回ふれあいパス全額負担というのは、地域福祉課からいただいた事業実施の経過についてなんかを見ても、これは明らかにトップ会談で先方に不信任を与えた市長の責任であって、このトップ会談が破綻しなければ、このような大きな問題に発展していなかったのかなと思うのですが、市長、今そういったような認識はございますか。

#### ○市長

私が自身で考えている中においては、このトップ会談そのものだけをもって、そのような状況になっているというふうに思っておりません。やはり中央バスからもお話があるように、赤字の厳しい状況が、ことし急に始まったことではなくて何年も前からある中で、ふれあいパスに対しての負担割合を変えてもらいたいという要望はずっと続けられていたということ、さらにそれに伴う市における、市も財政厳しいことから、なかなかその反応に対して対応がこちらで、中央バスが望まれるような環境づくりが行えていなかったということ、そのような過去からの経過等もあった中でのお話ではないかと私は思っておりますので、トップ会談そのものだけをもってこのような状況だというふうに、私は認識しておりません。

#### ○面野委員

実は市長、本会議で私の再質問、再々質問への答弁でしたか、やはり中央バス社長には、早々にお会いしてお話ししなければいけない。その誤解というか、食い違いがあるのであれば、そこをしっかりと話し合い、協議して、もとどおり関係を構築していかなければいけないという発言をしている中で、今の市長の姿勢というか、態度では、全然平行線のままおさまらないと思うのですが、やはりその辺の認識というのは今もありませんか。中央バスに対して不信任を与えていたという、与えたことがこういった結果に、今現実的にふれあいパス全額負担と

いうことにつながっているという認識はやはりありませんか。

**○市長**

今までもお話しさせていただいたように、2 回お会いさせていただいています、この案件におきましては。そのときには、私は法定協議会のことを主としてお話をさせていただいているところでございます。そしてもう既に皆さんも御存じのように、その話し合いの中で、その言葉におけるすれ違いがあったというのは事実でしょうから、そのことにおいて社長に対して私自身の考えであったり、社長自身どのような考えだったのかということが、そのすれ違いを解消していくということは大事であるというふうに思っておりますので、ですから近いうちに直接お話をし、それについての解消を図るべきだということで、お話をさせていただいたところでございますので、面野委員が御指摘の観点においては、先ほど答弁させていただいたとおりでございます。

**○面野委員**

市長のお気持ちはわかりました。ただ、中央バスとは、この法定協議会だけの関係ではなく、これからやはり小樽市として、地域公共交通をしっかりとやっていたくためにも長いお付き合いといえますか、これからも続いていく御関係になると思いますので、市長はしっかりとその辺をわきまえて、会う際にはしっかりと考慮していただきたいと思います。

次に、地域福祉課から 8 月 25 日に配布されました、ふれあいパス事業実施の経過の中で何点か質問いたします。

この時系列の表を見る限りでは、3 月 29 日に副市長が初めてこのふれあいパスに関連した行動を起こしているように見えるのですが、これは間違いないでしょうか。

**○副市長**

この 3 月 29 日出向いたのは、ふれあいパスのことだけではなくて、法定協議会のこともありますので、ふれあいパスに関して言えば、これが初めてということになります。

**○面野委員**

今副市長から、メインは法定協議会であったけれども、ふれあいパスには言及されたというか、触れたということですが、私の今回の質問の趣旨は、ふれあいパスについてのことだけということで、質問させていただきます。

まず、ふれあいパスに関しては、3 月 29 日に何った理由というか、どのような命をもって行ったのか、それはいつ誰からどのような課題を受けて副市長が行動することになったのか、御説明ください。

**○副市長**

3 月末の時点では、まずは法定協議会をめぐって、言った、言わない、または意見の違いがありましたから、そういう背景の中で 3 月の多分 20 日過ぎに福祉部から私のところにその協定書をめぐって、4 月 1 日の協定書はこれまでどおりにはいかないと。それから負担割合または期間、それらのことについて盛り込まなければという話があったということがありましたので、その時点で一度常務と会って、法定協議会及びこのふれあいパスのことに關して、一度私どもの考え方を説明したいということで、29 日にアポイントをとったという経過でございます。

**○面野委員**

では、まだ続きはあるのですが、私はあす以降も出番がございますので一点だけ。その面談の中での中央バス側の主張と、副市長というか、市の主張というのですかね。それはどういったものが面談の中でお話し合いされたのかだけお聞きして、私は退陣します。

**○副市長**

今、一点目の法定協議会を中央バスは早く立ち上げてほしいと、それで地域公共交通網形成計画を早目にスタートさせていただきたいという主張でございますし、平成 25 年の法改正から 26 年、27 年、28 年と、中央バスはもう法改正から何年もたっていると。早目にやるべきだ。私どもは、この間の事情を 26 年、27 年、28 年と、こういう状況でございますと、そういうことで私どもの組織の体制でも 28 年に体制を整えた、そういう状況でございますの

で、この間の事情は御理解いただきたいということでございました。

それから、ふれあいパスについて言えば、26年に一度10円の、60円、40円の割合を70円、30円にしたという経過、それからまだ2年しかたっていないので、直ちにその改定をするのは難しいと。29年度中の改定は難しいので、何とかこの1年間検討させていただきたいと。30年度の当初予算に向けて議論させていただきたい。そういう趣旨を全体とすればおおむね申し上げてまいりました。

(「副市長の意見はそれですか。副市長はそう言って、相手は何と」と呼ぶ者あり)

もちろん行くときには、市長に私どもの考え方を中央バスに説明しに行きますと。その際には、私どもの考え方をこういうふうにし述べて、こういうふうな対応をしてまいりますと、市長と事前に相談しながら、市の代表として行ってきたという認識でございます。

---

## ○佐々木委員

### ◎通学路の除排雪について

一つ目は、通学路の除排雪について伺います。

ことし3月16日の学校適正配置等調査特別委員会で、昨シーズンの通学路の除排雪についてお話を伺いました。

なぜかという、市内各学校の通学路の除排雪が3学期始業式までに終了せず、結果として児童・生徒が危険にさらされているという話が複数あったからです。

そういう中で、これは副市長にお伺いしたいのですけれども、子供たちの特に通学路の安全確保は、歩行者、地域の皆さん、それから子供たち自身の切実な願いだということで、学校統廃合の地域協議会でも何度も大きな話題として安全確保なしにこの統廃合の了解は得られないというのが、私の押さえですが、このままこの件がきちんと説明されなければ、統廃合計画は進めなくなると考えるのですが、除雪対策本部長でもあり、元教育長でもあった副市長においては、私の認識についてどのように考えられますか。

## ○副市長

私の経験から申し上げますと、統廃合協議会ができて、地域の方々、保護者の方々と、通学路の安全対策というのは、合意を得られる要件の中の重要な部分という認識しております。このことについて、やはり確実に、これまでも教育長のときは市に協力を願いながら、ときには直接学校から除雪対策本部に、または教育委員会から除雪対策本部に通学路の安全対策、とりわけ冬の除雪についてはお願いをしておりますし、大変重要な要素であるというふうには認識しております。

## ○佐々木委員

本当に今副市長におっしゃっていただいたとおりの認識で私も思っていたのですが、ところがこのときの質問の中で雪対策課については、基本的には学校だけ特別扱いはできないのだと。必要な時期に必要な箇所の排雪を行う。これも学校の周りもパトロールやなんかを見て決めるのだというようなことで、特に学校の周りを優先してとか、そういう形ではできないのだよというような返事をいただきまして、それだったら全然話が違うでしょうと。学校からどれだけ意見をもらっても、それから保護者の皆さんや地域の方がパトロールした情報を、今副市長がおっしゃったとおりに渡しても、結局そういうものより何よりも、見て回ったパトロールに従ってやるのですというお答えだったのですね。それでは、今まで話してきたことは何だったのだと。学校と連携してもそれは生かされないのでしょうかと思いましたので、きょう最低限の雪のシーズンが始まる前のこの段階で確認をさせていただきたい。千葉議員が代表質問でも確認されておりましたけれども、もう少し私も具体的な話、それから端的な話を伺いたいと思います。

話の中にもありましたが、今シーズンはよほどのことがない限り、3学期始業式までに通学路の除排雪が完了し、安全は確保していただけるのかどうか。昨シーズンのようなことはないかと地域、保護者の皆さんに説明し、安心し

てもらってよいのかどうかをお答え願います。

○（建設）雪対策第 1 課長

学校周辺の道路の除排雪についてでございますが、除雪につきましては、除雪後の雪山の高さや歩道の除雪に対する学校関係者の皆様からの要望や不満が昨年度の除排雪についてはあったということについては認識しているところでございます。また、今年度に入りまして、教育委員会とも協議の中から示された資料等も改めて確認させていただいております。

除雪作業におきましては、学校周辺の道路は主に除雪第 2 種路線となっておりますので、改めてしっかり除雪を行うよう業者に伝えるとともに、パトロールでしっかり現地を確認してまいります。

排雪作業におきましては、職員や地域総合除雪業者がパトロールを行い、まずかき分け除雪や拡幅除雪を行い、道路脇の雪山が大きくなりこれ以上対応が困難になった時点で排雪を実施する一連の手順ののっとり判断してまいりますことについては変わりありませんが、排雪が必要な状況について昨年度は主に除雪対策本部職員や業者のパトロールで判断してまいりましたが、今年度は学校周辺の道路の状況等を把握するため、教育委員会と連携を密にしていきたいと考えております。

具体的には必要があれば現地で立会をしたり、こちらの状況、除雪対策本部の考え、教育委員会の考えというのを協議しながら進めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、学校周辺の道路に関しては特に 3 学期の始業式の時点で危険な箇所がないように除雪や排雪にしっかり努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木委員

基準は変わらないということだったのですが、今の御説明を聞いていると私は十分に変わっていると、学校の周りについてきちんと優先してやりますと、それから学校と、市教委と連携を密にしてやるということは、今までのパトロールオンリーではなくて、そういうところの情報をきちんと入れてやるということは、これは基本的に基準から少し踏み出しているのではないですか。いかがでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

これにおきましては昨年度も学校の状況、それとバス路線、一部のバス路線で路線バスの運行に支障を来したという状況もございまして、それは我々のパトロールとバス事業者であったり、学校関係者の皆さんとの考え方に差異があったというようなことも一つの反省点として考えておりますので、排雪に至る一連の手順というのは変わりませんけれども、意思疎通を昨年度より緊密にした上でさらに学校現場におきましては、教育委員会関係者と必要な状況について考え方を意思疎通するとともに、現地の確認を行うなどして昨年度より緊密にやっていきたいというふうに考えております。

○佐々木委員

きちんとその意思疎通の中には、学校が中心になってきちんと地域の方や保護者の方の意見も十分にリアルタイムで入れていけるような工夫もしていただけるようお願いしたいと思います。

それと一点だけ確認させてください。先ほど雪山の高さの話が出ていましたけれども、以前 175 センチメートルの雪山の高さになったらみたいな話が出ておりましたが、学校周りも 175 センチメートルの雪山の高さというのは、これは生きている話なのでしょうか。

○（建設）雪対策第 1 課長

この雪山の高さ 175 センチメートルというのは、ことしの第 2 回定例会の建設常任委員会に平成 28 年度の除排雪に関して検証したものを出した資料の中に入っているもので、これにつきましては業者側、作業する側の目線として、雪山が、場所にもよるのですけれども、一般的に積める高さが 1.5 メートルから 2 メートルですという形の中で、その中間で 1.75 メートルというのが作業する側の限界の目線だというような形で資料を提出させていただいて



いるところで、それはあくまでも作業する側の目線でございますので、それは安全な交通を確保するというようなことで 1.75 メートルという形で報告しているものではございませんので、それは場所によって高さは異なるというふうな形で示したものでございます。

(発言する者あり)

**○佐々木委員**

場所で高さが異なると、当然、学校については、身長 1 メートルそこそこの子供たちが通るわけですから、学校周りについてはその基準については圧倒的に下がると考えてよろしいですね。

**○(建設) 雪対策第 1 課長**

市内、学校とかそういうような施設、福祉とか病院の施設や道路の幅員や交通状況等、市内の道路の状況につきましては一律ではございませんので、その場所に合わせた目線でパトロールを行っていききたいというふうに考えております。その結果として必要な時期に排雪を行うということでございます。

(「基準決めればいいでしょ、ちゃんと」と呼ぶ者あり)

**○佐々木委員**

事故が起こってからは遅いですので、今おっしゃったこと以上に踏み込んだところでやっていただけるようお願いいたします。

**◎中央バスとの関係について**

では二つ目の件に入らせていただきます。中央バスとの関係について伺います。

私の第 2 回定例会のときの質問、再質問に対して言及はなかったというものがあったということになりましたので、私としてはなかったで切り上げたものですから、あったに続く質問をさせていただきます。

先ほど面野委員の質問で、トップ会談の中でのふれあいパスについて、牧野社長の具体的な発言内容を聞かれていましたが、一回目のところ、確認のためにもう一回どんな牧野社長の発言があったか、お答えください。

**○(福祉) 地域福祉課長**

一回目のトップ会談での中央バス社長の具体的な発言内容ですが、先ほどの面野委員の答弁と繰り返しになりますけれども、ふれあいパスに関しては路線が黒字のときはある程度のことは吸収できた、でもこれ以上は赤字を続けていくわけにはいかない、そういった意味での負担割合を再度お願いしたい、市とは定期的な打ち合わせもさせていただいているが進んでいない、ふれあい回数券もきつくなってきている、との話がありまして、会談の最後に法定協議会も含め、全体に係る話だと思いますけれども、市長のリーダーシップを発揮してぜひ推進していただきたいとおっしゃっていました。

**○佐々木委員**

それに対して市長は何とお答えになったのか記憶がありますか。

**○市長**

今も地域福祉課長からもお話がありましたけれども、その話が入る前までに法定協議会の案件について社長からかなりの長い時間お話があったところでございます。

また中央バスの現状とか、そのようなことも含めてかなりさまざまなお話をされた最後に、しかもふれあい回数券もきつくなっているというお話の前に、先ほどお話があったように、赤字が続いていて、もともとスタートしたときは黒字だけれども、今は赤字が続いていて、そういう状況ではない、負担割合もお願いしたいというお話があったのですが、その話も法定協議会に基づいた話ではないかと誤解するほどにずっとそのお話があって、でも負担割合をお願いしたい、全然進んでないという後に、ふれあい回数券がきつくなっているという表現だったのです。

ですから私がそれに基づいてお返事をしたのは、法定協議会についてずっとお話をされておりましたので、ふれあいパスのことについても触れられましたが、市役所の内部として、公共交通に取り組む体制はその部分は弱かつ

たけれども、春、ことしの 4 月、昨年話をしたことなので昨年の 4 月になりますが、ことしの 4 月から専門職の次長職を配置し、それに向けて取り組んでおりますので御理解いただきたいと、そのようなことをお返事したというふうに記憶をしているところでございます。

**○佐々木委員**

そうするとふれあいパスに特化してお返事をしたというよりは、ことし小樽市でそういう仕組みをつくることで対応していきますというふうに答えられたということですね。

**○市長**

今までもお話しさせていただいておりますけれども、そのときのお話し合いは結果的にほとんど法定協議会についてのお話でございました。ですからそれに向けてリーダーシップを発揮してほしいというのは、ふれあい回数券のことについても意図はあったのかもしれませんが、あくまで法定協議会を立ち上げて動かしてほしいということが主たる意志ではないかというふうに受けとめておりましたので、その体制づくりのことも含めてお返事をしたというところでございます。

**○佐々木委員**

今のお話でいって、そしてそのことについて私の第 2 回定例会のときの質問に至るわけですがけれども、このときの話について市長は言及はなかったのかといたら、触れる程度だったと、今お話ししていたように、そここの話は、話の時間でいえば非常に短い、それからほかの法定協議会の話ばかりだったと押さえておられたということですよ。

一方、牧野社長は、建設常任委員会の懇談会の中でおっしゃっていましたがけれども、ふれあいパスの事業者負担軽減を要請した、これは二つの要請のうちの一つで重要な案件だったという認識を持っておられたようです。この認識の違いは非常に大きいと思うのです。この認識の違いの原因は何なのかということですが、私が思うに市長はやはりこの会談、今の御答弁の中にもあるように余りにもこのふれあいパスについてそもそも浅くて軽い認識で臨んでおられたのではないかと、向こうが法定協議会のことばかり言っていたからということの前に市長のふれあいパスに対する認識が少し足りなかったのではないかと、だからこそ、時間的な長さによって法定協議会の話ばかりと聞いたけれども、それでこれは軽く触れる程度と、言及の意味から言って触れる程度と軽く捉えたのではないかとと思うのです。

市長の言う達する言及とは思っていなかったのです。要はやはり今私が述べた市長のふれあいパスについての認識が軽かった、浅かった、これについてはお認めになりますか。

**○市長**

私自身がどう思っていたということにおいて、今のお話においては私は認めるつもりはございません。

なぜかという、その日において私たちの体制として、建設部だけではなくて、ふれあいパスを担当している福祉部も同席していたところでございます。私はその中で両方とも、それ以外の話も含めて公共交通についてのお話をされることになるかなというふうに思っておりましたので、いろいろなお話が出るのではないかなと私自身はその当日は受けとめていたところでございます。

しかしながら最終的にやはり社長自身の思いとして、法定協議会の立ち上げに対して市が動いていないということに対して、何とか改善策を図りたいという、それが非常に強くお話の中で感じたところでございますので、最終的に社長自身はふれあいパスの件も含めて二つともその日に同じようにお伝えしたいという思いはあったかもしれませんが、現状の会合の内容においては今までもお話しさせていただいているように法定協議会に対しての中央バス側の思いが強かったという印象を私は受けとめていて、法定協議会に対してのお話をしたということであって、私自身がふれあいパスに対して軽いという認識を持っていたわけではございません。

### ○佐々木委員

市長、今の話、多分また牧野社長は聞いておられますよ。法定協議会の話ばかりしていた、ここのところでは準備はしていた、地域福祉課の皆さんも行ったところで準備はしていたけれども、肝心の市長はそのところについては、達するような言及はなかったのだ、そういう思いでこの話し合いを終えている。そしてそれを今公言されている。これは多分また問題になるのではないかなと私は思って今聞かせていただきました。

要はこれはふれあいパスに対する社長と市長の認識の差なのだと、問題認識の差なのだと思います。議会的には言及という言葉の捉え方の差みたいにしてなってしまうかもしれませんが、これはそうではなくて、市長と私との言葉の捉え方の違いではなくて、やはり社長と市長のふれあいパスに対する問題の認識の差、だからこそそういうところを見切られて社長からは市の主体性のなさ、市長の認識レベルの低さが指摘されることになったのだと私は考えるのですが、市長どうですか。

### ○市長

私はそうは思いません。ふれあいパスのことにおきましては、今までも 1 億 5,000 万円と先ほど面野委員からもお話がありましたように、それを目途にしながら持続可能な取り組みとして就任以来、冊数制限等のお話もありましたけれども、議会にも御提示し、そして何とか持続するために取り組んでいかなければならないというふうを考えていたところでございます。

また、それとともに中央バス側からもその負担について厳しい状況なのだということを当然お話としてはいただいておりますので、それについても検討していく、その材料として市としてはお話ししていたところでありますが、先ほど来からお話ししているように、皆さんも御存じのように市としても財政的には非常に厳しいこともあって、できる限り 1 億 5,000 万円という目安を考えながら、負担軽減を図りながら持続可能にどうしていくのかということ、ずっと取り組んでいるところでございましたので、私自身それについて軽いというふうを考えていたわけではございません。

しかしながらその当日、私とお話をしたときに社長自身がふれあいパスの思いとしては同じように思いを持たれていたのかもしれない。それについては私は、でもお話の中では残念ながらそのことについて、悟れるほどのお話の内容ではありませんでしたから、あくまで法定協議会のことが中心となり、法定協議会を何とか動かしてほしい、何とか立ち上げてその流れをつくっていただきたい、そのお話がやはり中心でありましたので、私はやはりそれを何とか改善を図るように取り組んでいるということでお話をさせていただきながら、それに向けて市の中でも進めていたということで、その会談においては基本的に終えたという認識を持っていたところでございます。

その社長の思いと私の受けとめた認識において、おっしゃるようになぜか生じていた可能性はありますので、それについては私自身ははっきりと明言はできませんけれども、佐々木委員が御指摘のところにおいてはそういう視点においてのずれが生じていた可能性はあるのかなというふうには思います。

(発言する者あり)

### ○佐々木委員

今、ずれがあったということをお認めになるのはいいのですけれども、勝手に牧野社長のこのときの思いをおもんばかりでしゃって市長が言って、自分のに合わせるみたいなことは社長に対して失礼ではないですか。

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

そのところは考え直したほうがいいですよ。社長はこれは重要な案件だと言っているのだから。話が短かったから社長はそういうことまでこのときは思ってなかったのではないかなみたいな、そういう何か勝手に社長の思いを言ってしまったらまずいのではないですか。

(「まずい」と呼ぶ者あり)

(「問題ですよ」と呼ぶ者あり)

(「言い直したほうがいいですよ」と呼ぶ者あり)

#### ○市長

先ほど私は、社長がそのときにそう思われていたかどうかはわからないと答弁しているのですよ。でもそのような思いがあったとするならば、そういうところにおける認識が違ったかもしれませんということでお話をしたのであって、社長の思いを勝手に私が表現したわけではありません。

しかしながら、先ほど来からお話をしているように、その日においては、法定協議会のお話にはほぼ終始されていて、やはりそれを何とか動かしてほしいという思いについては、そのお話の中で私はそう感じたということでお話をしたので、そのときに社長自身が、両方とも重要な案件だということでお話をされているのであれば、そのとおりのことかたがたかもしれませんが、私自身はお互いお話しさせていただく中で重要な案件としては当然捉えていたのですが、このときにおいては法定協議会を何とかしてほしいという思いが中心で来られていたという印象を持ったところでございます。

#### ○佐々木委員

今の話で上書きして前の発言を取り消したというふうに関心しましたので、それでいいことにしますが、6月22日、牧野社長名の通知で、当初から言及そのものがなかったという趣旨の事実に異なる答弁をされたことに対し抗議いたしますという正式な抗議を受けています。これに対し現在までの市長からの反応、弁明は今まで3カ月間全くないまま、放置されたままというふうには私は受け取っているのですけれども、これは事実でしょうか。

#### ○(福祉)地域福祉課長

6月22日の文書に対しましては、これについては文書による回答をしておりませんが、ふれあいパスの負担割合につきましては、その後の事務レベルですが、市民を混乱させないように、協議を早く調べられるように協議は続けてきたところであります。

#### ○佐々木委員

これは、市長に抗議されているのですよ。市長に抗議されているのです。ましてや市長が言った言葉に対して抗議されている。事務レベルでごめんなさいと言っていますという話ではないでしょう。市長が何とかしなくてはならないことだと思っただけかもしれませんが、ということは3カ月間、6月22日からこれまでの間、事務レベルではやったかもしれないですが、市長レベルでは何もしていないということではないですね。

(「市長しか答えようがないじゃないか」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

市長か副市長か。市長レベルでということ。いかがですか。

(「原課じゃない」と呼ぶ者あり)

(「聞いてるのかい、あなた」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「許されない」と呼ぶ者あり)

どなたが答弁されますか。

(「そりゃあ市長でしょう」と呼ぶ者あり)

市長いかがですか、そのまま放置していたのかと。市長自身が、事務方ではなく、市長サイドでという質問でしたが。

#### ○副市長

議会に出している経過で言いますと、4月に入ってから、3月29日に私が向こうの常務と会った後、私どもの考え方とすれば平成30年度中に協議をさせていただきたいと、その後……

(「副市長、これ6月からの話をしているのに3月から説明されたらたまらないわ」と呼ぶ者あり)

○委員長

6 月 22 日に社長名で抗議文が来たと、その後のことを聞いているのです。

○副市長

それで言えば、大変失礼いたしました。

その後、7 月 10 日に私が、実は常務とアポイントをとって、この間のふれあいパスに関しての意見調整ということで私が伺いました。向こうは、こちらは常務とアポイントをとったのですけれども、実は向こうは社長が直接お会いになるということで、案内されました。そのときにこちらからはこの間の検討状況、または中央バスがどういった負担割合を、どこで折り合えるのかということをお腹づもりに常務とやるつもりで私が伺いました。それから 4 月から事業がスタートして、支払いが終わっているというこの間の事務的な手続をどうしようかと、その話が一つと、それから今後の負担割合をどうしようかという話を打ち合わせるために伺いました。

ところが向こうは直接社長にお会いしてくれということで、社長にお会いしましたところ、私どもの主張を、こういうことで参りましたと言えば、社長はもうそういう段階ではないのだと、会社の赤字は大変な状況になっているのだと……

(「いやいや、質問に答えてないしょ」と呼ぶ者あり)

だから 10 円、20 円の話ではないのだと、だから 30 円、全額私持ちではもう協力はできない、そういう社長からのお話があったということでございまして、議会で答弁しましたとおり、7 月 10 日に具体的に向こうから、30 円は持たないということの提示を受けたと、そういう認識で 10 日は戻ってまいりました。

以降そのことについて内部で再度議論させていただき……

(「全然違う」と呼ぶ者あり)

(「全然話違うじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○委員長

抗議文が来てからそのまま放置したのかということです。

○市長

今、副市長、また、地域福祉課長からもお話がありましたけれども、今までもお話ししましたとおり、私自身はこの件において社長とじかにお約束してお話をできていないとお話ししておりますので、それは近いうちにそういう機会を設けたいというふうに思っておりますが、この 3 カ月間、私自身は直接はお会いできてはおりませんけれども、放置していたということではないと今のお話で理解していただければと思います。

(発言する者あり)

○佐々木委員

会ってもいないのにどうして放置しているということにならないのか不思議なのですが、それでは、この件について何か言いわけがしたいとか、この件について話がしたいとかというアプローチはされているのですか。それをしているのだけれども、向こうから蹴っ飛ばされているというのだったら、これは放置したことにはなりませんよ。だけれども、何かそういう事実が何もなくて会っていないのだったら、これは普通の言葉で放置したと言うのですよ。また言葉のあれになったら困りますが、違いますか。

○委員長

いかがですか。

(「市長宛てに来ている抗議に何も対応していないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

佐々木委員の質問、おわかりですね。

(「全然答弁になってないもん」と呼ぶ者あり)

答弁お願いいたします。抗議文が来てからアプローチしたのかと。

(「対応していないのでしょって。抗議に対して対応したのかいって」と呼ぶ者あり)

(「してないなら、してないしかないじゃないですか」と呼ぶ者あり)

(「無視したんだ、無視」と呼ぶ者あり)

(「無視は、放置です」と呼ぶ者あり)

(「佐々木さんの質問も無視されてる」と呼ぶ者あり)

(「放置されますよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「ちゃんと質問の趣旨に合致した答弁しないとだめでしょう」と呼ぶ者あり)

(「真摯に議会に向き合うって言ってるじゃないですか。ちゃんとしっかり答弁してくださいよ」と呼ぶ者あり)

(「事実を答えてくれればいだけなので」と呼ぶ者あり)

(「アプローチしたのかしていないのかってだけですよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「夜景の日に会いましたでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり)

端的に答えてください。

(「負担割合の話じゃないんだよ」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

#### ○佐々木委員

私ね、今ありもしないことを探し出してきて言えと言っているのではないのですよ。事実関係だけ、そういうアプローチしていないのならしていないでいいですから、よくはないけれども、事実をおっしゃっていただければいいので、ここはすっといきませんか。

(発言する者あり)

#### ○委員長

6月22日の抗議文は持っていますね。わかりますね。それに対してどうしたかと。

(発言する者あり)

#### ○副市長

先ほども言いましたけれども、6月22日に文書が来て、その対応について協議して、私どもの考え方を向こうの常務にお伝えするためにアポイントをとって、中央バスに私が出向いたと、そのときに私どもとすればどういう点で折り合えるのかということ常務と……

(発言する者あり)

(「そんな話でないでしょう」と呼ぶ者あり)

#### ○佐々木委員

副市長、その日行った、そのときの中身を話されるの、7月10日の話をされるのはいいのだけれども、私が聞きたいのは抗議、市長が言及はなかったと、ここの2ページ目にありますが、当初からの言及そのものがなかったという趣旨の事実と異なる答弁をされたことに対し抗議いたしますと、この抗議されたことに対して市長は何か対応したのですかと、放置したままなのではないですかということを知りたいのです。ほかのところはいいのです。

(発言する者あり)

(「対応していないのだから文書なんてないじゃないですか、副市長」と呼ぶ者あり)

(「あるわけがない」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「市長宛での抗議の文書だよ」と呼ぶ者あり)

#### ○市長

改めて私からお話しさせていただきますけれども、この案件におきましては、このように中央バス側のお考えとかも含めて求められているというふうに思いますが、内容においては、やはり協議会の設置の案件であったり、そのようなことを含めた、あわせた要請であるというふうに私たちは認識しておりますので、それにおける調整等で副市長に入っていたら、対応していただいたと思っておりますのでございます。

私は、6月の時点において、議会の中で佐々木議員から御質問があったときに、私はそのような捉えの中で言及はなかったという表現をしていて、私自身はそれがそういう認識だということで、先日の本会議でもそういうお話をさせていただいた結果、議会がとまるということになりましたけれども、そのような認識を持っていたところもあって、その言及という言葉だけをもって、その間謝罪に対しての対応をしたということとはございません。

しかしながら、先ほど来からお話ししているように、認識の違いにおきましては、社長にお会いし、お話をしなければならぬというふうに思っておりますので、それについては、いつの段階からかというのは、今この場では日がわからないところがありますけれども、お会いしたいということで原課を通してお伝えをさせていただいておりますのでございます。

(発言する者あり)

#### ○佐々木委員

今の市長の御答弁は私、この先で実は聞きたかったところの話ですから、ただその前のところの、要は放置されたままだったのか、このことについてどんな対応をしたのか、アプローチはあったのかどうかということをもまず確認させていただき、その上でしょうと、いろいろなことは。ですから、そのところをまず、今のはその後の話でしょう。

(「意味わかってないんじゃないの」と呼ぶ者あり)

なかったらと言っていたら、事実をきちんと話しましょう、ここは。つくったらだめだ。

(「いやいや、市長の、自分のことですよ、だって」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「委員長、注意してください。だめだって席を離れたら」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

副市長に申し上げます。席を立つときはきちんと了解を得てからにしてください。

まずこの中身については、わかっていますね。それについて、アプローチしたかどうか端的にお答えください。

しているか、していないかだけお答えいただければいいのです、佐々木委員の質問は。

#### ○副市長

その文書が来て以来、私が7月10日に何うまでの間、対応はしておりません。

#### ○佐々木委員

7月10日ではなくて、私、3カ月間と聞いていますが、きょう現在までという意味です。よろしいですか。7月10日のときまで対応していないではなくて、9月26日まで対応していないということでよろしいですか。

#### ○建設部長

6月20日に文書が来ましてから、一度建設部で、今我々が法定協議会設立に向けて動いている状況だけでも報告はしたいというふうに考えていたのですけれども、その後、ふれあいバス等の動きが7月、8月にありましたので、我々としましては今回、法定協議会につきましては、今定例会で協議会の設立も表明したということと、あとはふ

れあいパスについても予算を計上したということもありましたので、今回第 3 回定例会後に改めて中央バスに、こういった経過報告等も含めて行きたいと。それで 7 月 10 日に、副市長が中央バスに行ったときに、中央バスからは一応何か 6 月 20 日に対して、文書の何か回答がありますかというのは聞かれました。ただ、我々そのときに、まだ具体的な話の進展がなかったこともありましたので、6 月 20 日の文書につきましては、内容的には今言った、触れている、触れていないの件もありましたけれども、そのほか法定協議会の検討、ふれあいパスの件もありましたので、そういう全体についての回答という部分につきましては、今定例会が終わった後に回答したいと考えておりましたので、現在そこまではしていないという状況になっております。

(発言する者あり)

#### ○佐々木委員

建設部長、お話しいただいたのはあれですけれども、今の話は全く私が聞いている話とは違う話ですので、今の件は要りません。

(「ちゃんと答弁しないとだめでしょう」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

7 月 10 日ではなく、今まで何もしなかったのかということでは、しなかったということによろしいですか。

(「市長が抗議されていることを言われているんですよ」と呼ぶ者あり)

(「抗議に対してどう対応したのかと言っている」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

(「協議会の話なんて誰もしてないよ」と呼ぶ者あり)

(「ふれあいパスの話もしてないって、今」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

佐々木委員、どこのところかというのを読んでいただけないですか。もう一度。

#### ○佐々木委員

私は、ふれあいパスの話も法定協議会の話も 6 月 22 日に出てきた文書のことについては、聞いているわけではないのです。2 ページ目の「尚、当職は」と上から 5 行目にありますよね。その 1 段落のことでしか、私は話していないのです。ありますか、建設部長。このことだけ。

(「2 ページ目」と呼ぶ者あり)

そう、2 ページ目の「尚、当職は、貴殿が今年、平成 29 年 6 月 13 日の小樽市議会において、「トップ会談でのふれあいバス事業者負担解消に向けた、当職からの言及の有無」を問われた際、『当職から言及そのものは無かった』という主旨の事実と異なる答弁をされたことに対し、抗議いたします」、抗議しているのは、言及がなかった、あったのになかったと言われたことに対して抗議しているわけです。そのことだけを言っているのです。いかがですか。

#### ○委員長

それに対してですね。どうしたかということですね。

#### ○市長

答弁の繰り返しになるかもしれませんが……

(発言する者あり)

(「今までの答弁に合った答弁ないよ」と呼ぶ者あり)

私自身は市としてこの考え方について、その言葉のみならず、中央バス側からの意向であったり、考えとかということがありましたので、その後の調整においては、そのことを主体として副市長が中心となって中央バスに出向かせていただいたりする中でお話をさせていただいたので、言及という言葉のみについて、その間調整は図れてい



なかったものであります。

しかしながら、先ほど来からお話ししているように、そういうすれ違いがあったということを皆様からの御指摘も含めて認識しているところなので、その後においては直接お会いして、その意を伝えたい。または、そのすれ違っていることについて、お話をさせていただきたいということで、今までもお話ししておりますけれども、ただそれが、いつ何どきの日からというのは現状では押さえておりませんので、お伝えすることができません。

(発言する者あり)

(「まだ何もやってないってことですか、じゃあ」と呼ぶ者あり)

(「委員長、ちゃんと答弁させてください」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

正確な答弁をお願いいたします。今、佐々木委員が質問した、わかりやすく中身についてお話をした、それについて、その後のアプローチはあったのかということですよ。今後のことではなくて、このことに対してどうしたかということ。

#### ○佐々木委員

市長、今の御発言によると、なかったということでしょう。今までの間、この抗議があったことに対して、こちらからアプローチしたことはなかったと、発言が違っていただけだから、言及の意味をとり違えていたから、こちらから何もしていませんよということで、よかったですか。

(「はっきり答えてくださいよ」と呼ぶ者あり)

済みません、聞いたのですけれども。

(「普通、抗議されたら、対応するだろう」と呼ぶ者あり)

(「何でこれだけ普通の人と一緒に認識できないの、物事を」)

(発言する者あり)

(「抗議されたのに放置してたんだろう、対応しないで」と呼ぶ者あり)

#### ○委員長

答弁いかがですか。難しいことではなくて、しているか、していないかだけのことですけれども。

#### ○副市長

その件で8月28日に中央バスにトップ会談を申し入れて、その際、市長の口からこの間の説明をする予定でございましたけれども、向こうの事情もあって、まだトップ会談ができていないということでございます。

#### ○佐々木委員

8月28日にトップ会談を予定していたのですか。申し入れをしていたのですか。申し入れをしたけれども、向こうからは返答がなかったということですか。

(「折り合わない」と呼ぶ者あり)

折り合わなかったのですね。そのときに、今私が指摘している部分について、市長からこの件について、言及する予定はあったのですか。触れるのではなくて、達してもいいですけれども、これは予定はその中に含まれていましたか。あった、なかったの話に抗議があった部分について、話をする予定でしたか。

#### ○市長

はい。そのことも含めて認識にずれがあったことについて、直接お話をできればということでのアポイントでお話をしたところでございます。

(「したらそれ、9月の議会が始まる前に言わなきゃだめでしょう」と呼ぶ者あり)

#### ○佐々木委員

そういうことであるのだったら、なぜ今までこんなに時間かけて、それを言うていただけないのですか。そのこ

とを私は聞いているのです。放置したかどうかと、アプローチはどうなっているのだと、先ほど言ったではないですか、きちんとそういう計画もなかったのですかと言ったときに、どうしてすぐ出てきてくれなかったのか、非常に不思議です。こんな長い話をする予定ではないし、私、これ終わったら、どんなふうに言うのだと期待されているかもしれませんが、そんな大したことないのです、実は。

そういう予定があったということだけでも、さてそれで、言及があったということになりました、今定例会で。そうしたら、中央バスに対して、8月28日とも多分違う展開になっているわけですから。今の段階で例えば市長は、謝罪を直接されるのだというお話がありましたよね。そのときに、市長は何と牧野社長におっしゃるつもりをされているのですか。

(「仮定の話に答えられません」と呼ぶ者あり)

会うのだから、原稿できているでしょ、当然。

#### ○市長

恐縮ですが、原稿はつくってはおりません。しかしながら、そういう認識のずれが生じていたのは事実だと思いますので、その認識のずれについて牧野社長とお話をし、そのことが解消できればということで、先ほど来からお話しているようにアポイントさせていただいたというところでございます。

(「何で議会対応しないの」と呼ぶ者あり)

#### ○佐々木委員

先ほど面野委員の質問に対して、すれ違い解消のためというふうにおっしゃっていましたが。認識の違いという言葉ではなくて。これは、すれ違い解消のために、具体的にどんな言葉をおっしゃるのかを私は、あらかじめ聞いておきたいと思うのです。というのは、これだけすれ違って、議会でもこれだけすれ違う中で、本当に牧野社長に対して、小樽市の思いを市長の口から伝えられるのかどうか、そのところが非常に不安に思うのですけれども、これは大丈夫でしょうか。

#### ○市長

現段階において、話の入り方ですか、それについてどうするかということまで、今決めているわけではございませんので、ここでは表現のしようもありませんけれども、そのようなすれ違いがあったことに対して、解消できるように、私としても、お会いしたときに、そのことについてはお話ができればというふうに思っておりますし、牧野社長自身のお考えや思いについても、改めて確認ができたらというふうには思っているところではございます。

#### ○佐々木委員

そもそも社長は会ってくれるのでしょうか。

副市長でも構いません。

#### ○副市長

私とすれば、この間、既にもう議会でこのことについての議論もありますし、それから、今回ふれあいパスについても、一定程度、第3回定例会の補正予算ということで私どもも出している、そういう私どもの誠意を酌みとっていただけて、必ず会っていただけるものと信じております。

#### ○佐々木委員

誠意があるのであれば、そもそもこんな言及のある、なしと、今ここでこんなふうになる前の、6月22日に抗議をされた時点で、きちんとすぐさま対応するのが本来の誠意ある態度だったのではないかなというふうに思いますが……

(「そうだ」と呼ぶ者あり)

追い詰められて、こうやって決まらないと動けない。これはコンプライアンス委員会の指摘があつてからよ

うやくとかという今までの話、市長の共通の態度なのではないかなと非常に心配ですが、その辺に問題があると私は思うのですが、その辺についてはいかが思われますか。

**○市長**

今の御指摘は、その言及という言葉についてのお話で、この 6 月 22 日のことについてもお話しされておりますけれども、このお話を、書面をいただいてから、市の考え方も含めて、先ほど来から副市長がお話ししているように、7 月 10 日にお話を伺いに行つて、こちらの考え方とかも含めてお伝えしようと努力していたところでございます。

ですので、その言及という言葉における抗議に対しての対応というのは、確かに私自身の動きとしては鈍かったのかもしれませんが、市といたしましては、それに向けて、また中央バスの考え、そして市の現状、それに対しての調整についてはずっと努力を続けてきたということで御理解いただければと思います。

**○佐々木委員**

ところで、中央バスとの協議中、ふれあいバスの事業者負担割合の軽減の求めから、市が中央バスから全額負担を強く求められるようになった、これはどの時点なのか。それから、それは誰と誰の話し合いのときかお答えください。

**○（福祉）地域福祉課長**

ことし 7 月 10 日の副市長と社長、常務、事業部長との話し合いのときであります。

**○佐々木委員**

まさに今話に出ていた 7 月 10 日の、この話のときに強く求められ、これもなければ、もう 10 円、20 円の話ではないぞというような話になったということですよ。

平成 29 年第 2 回定例会の私への答弁が 6 月 13 日、それから社長の抗議が 6 月 22 日、そしてそれ以降対応しないまま、7 月 10 日、全額負担を強く求められた。この日程に沿って推測すると、市長の一連の対応のまずさ、誠意のなさ、こういうものが牧野社長の不信感を招き、結果として 7 月以降、10 月からの市の全額負担という形にならざるを得なくなったのではないかと。もし誠意を持った対応をしていれば、少なくとも今年度は全額負担とまではならず済んだのではないかなというふうに、この日程の流れを見ていると思うのですけれども、それについてはどうでしょうか。

**○委員長**

いかがですか。誠意を持って対応していれば、全額負担にならなかったのではないかと。

（「仮定の話には答えられないんだ」と呼ぶ者あり）

**○副市長**

4 月以降、事務レベルでも相当いろいろな事業者とのやりとりもありますし、その間、負担割合がこうなった場合にどのくらいという話も、事務レベルでは進めておりました。それから、7 月 10 日に、私からも負担割合について、具体的にお話ししたことはございませんが、きょうはそのことについて御相談に伺いましたということでお話を、こちらからさせていただいております。その後、社長からは、いや、もうそういうレベルではないと、もうゼロだということで提示を受けました。その後、10 円、20 円の話は、私どももする機会はなかったのですけれども、ただ、最終の 8 月 2 日に私が伺ったときには、考え方の一つとして、段階的にということもございましてという話は、私から話しましたが、社長とすれば、いや、私とすれば、この問題については早く決着したいと思っていると、そういう話もありたいが、私とすれば、全額を負担ということで、何とかおさめたいと思っているということもありましたので、全くこちらから負担割合の話をしないうことではなくて、随時していたわけですが、中央バスの社としての方針ということだろうと思いますが、最終的にその方向で話を進めておりました。

(発言する者あり)

○佐々木委員

私が質問したのは、そういう経緯を聞いたかったのではなくて、そういう経緯で全額負担になったのは、これは、市長の対応のまずさや、誠実さのない対応が影響を与えて全額負担となってしまったのではないですか。それから、これがもしきちんとした対応ができていれば、まだまだ交渉の余地はあったのではないかということについて聞いたのですが、その影響について教えてください。

○市長

先ほど面野委員の御質問の中でも同じ意図の質問があったと思っておりますけれども、そのときにもお話しさせていただいたように、私自身はトップ会談だけをもって、そのような状況になったというふうに思っておりません。やはり今までずっと赤字の状況を何とか解消したいとして、その中でふれあいパスにおいての負担割合について、中央バスとしては何とか改善を図りたい。今回お話が出ているように、負担割合をなくしたいという思いはずっとお持ちであったかというふうに思っております。

その中で、平成 26 年に 10 円の負担、話としては、それ以外にも利用者の方々の 10 円の負担等も含めて、一部解消されたことがあったかもしれませんが、しかしながら、中央バスとしてはそれだけではなくて、やはりもっと踏み込んだ改善を図っていきたいという思いがある中で、26 年度から 29 年まで、それに対しての回答が、市からは結果ゼロ回答が続いてきたということに対して何とか解消を図りたいという思いが、結果このときにそのような判断をされたのではないかなというふうに思っておりますので、私自身としてはこれだけをもって、そのような判断に至ったわけではないと認識しております。

○委員長

市長に申し上げます。佐々木委員の質問に、もっと端的に。説明はいいですので答えてください。

(「余計な答えばかりして」と呼ぶ者あり)

(「抜けています」と呼ぶ者あり)

(「かみ合っていない」と呼ぶ者あり)

○市長

では、繰り返しになりますが、端的にお話ししますけれども、私自身といたしましては、トップ会談だけをもって、そのことに至ったというふうな認識を……

(「トップ会談じゃないんですよ、今」と呼ぶ者あり)

その案件をもって、それだけをもって、このような判断に至ったというふうには私は思っておりません。

(「6 月の抗議文の話」と呼ぶ者あり)

○佐々木委員

トップ会談だけをもってということですが、私は市長の一連の対応が問題であったのではないですか、一連の対応の誠実性のなさ、誠実さのなさが影響を与えたのではないですかというふうにお聞きしたのですが。トップ会談のところだけを捉えて言っているのではないのですが、いかがですか。

○市長

恐縮ですが、推測にしかすぎませんので、社長自身の思いを別に代弁するというわけではございませんけれども、私、こういう大きな企業の社長自身の判断というのは、感情論だけをもって判断されることではないと思っております。ですので、今回先ほどからお話ししているように、過去の経過、この間におけるさまざまな経過、さらには経営状況、そしてその解消を図るためにどうするのか、いろいろなことを加味された上での御判断ではないかというふうに推測いたします。

### ○佐々木委員

私だけのせいではない、いろいろな向こうの会社の要因もあれば、違う要因もあるのだ、私のせいだけではないということですよ、言っているのは。

今、感情論、一大企業の社長が感情論だけで動かされることではないというふうにおっしゃいました。けれども、牧野社長のいろいろな、こちらに聞かされている話の中には、市長に対する不信感だとか、不安だとか、そういう感情による言葉が出ています。それは、ひとえに市長個人に対する言葉が非常に多いです。私は、そういうものが結局は、小樽市を代表する市長が小樽市に対する中央バスの動向を決めているように、私は思います。いいです、市長がどう思おうと構いません。私はそう思います。

赤字覚悟で、一企業に負担を求め続けるお声、または、どんどん負担しろというのは、非常に酷な話ですから。そこだけ一方で言うつもりはありません。しかし、負担解消のために業者の実務レベルでおっしゃられている中にも話がありましたけれども、ここまで努力を続けてこられたのです。そういうふう聞いています。いただいた資料の中にも、非常に多くの時間をさいてやられてきて、その中では少なくとも市長が出てきてこういうふう話がかじれる前までは、負担割合の話をしているわけです。その中で、何とか小樽市の負担を減らそうという一生懸命な職員の皆さんの努力があった。それを踏みにじるように、市長がトップ会談の中でやっておられる。トップ会談というものの意味が本当はわかっていないのではないかと。自分の思いだけを相手に押しつける、その結果不信を招いて、職員の努力、きっと向こうの職員の方もですが、その努力を無に帰したという。

これは、どう見ても結果として、お金、今回の補正予算の支出の一部、全部になるか支出の一部になるかはあれですけども、これは市長の責任ではないですか。自分の市政運営や民間企業・事業者への対応、失敗のツケを市の支出に回す。イコール市民負担に回しているということになる。これは、非常に重大な問題だと思うのですが、これについては、どう思われますか。

(「自分のお金じゃないからいいんですよ、もう」と呼ぶ者あり)

### ○市長

市政運営の中の施策でございますので、市長としての責任はありと、私自身も思っています。その中で、相手側に対して、私個人の思いをお話したわけではなくて、市の事情であったりとか、進みぐあい、現状がどうということなのかということをお伝えさせていただいた中で、皆さんから御指摘のとおりお話しの中における認識の違いは生じていたのかもしれませんが。

しかしながら、私は個人的な自分自身の思いだけをお話したわけではなくて、財政的に厳しい状況はもちろんのこと、市として公共交通に対しての体制づくりができていない状態。部署自体が存在してなくて、それを何とか構築をさせながら、前に動かしているというお話、そのようなことをお伝えさせていただいたので、私だけの思いをもってその場に出ていたわけではありませんので、この市長という市政を担っている立場として、社長とトップ会談としてお話をさせていただいた。このように私自身は考えているところでございます。

(発言する者あり)

(「信頼を失ったのですよ、市長のせいで」と呼ぶ者あり)

### ○佐々木委員

今、市長から、市長個人の思いだけでやっているわけではないのだというお話がありました。これまでのずっと私のこの質問、面野委員からの質問を聞いていて、どうも私は、これが市全体の思いを代表して市長が話すというよりは、どうも個人の思いが先に立って、市の機能を阻害しているようにしか聞こえない部分があります。市の職員が、下ごしらえを一生懸命したものを、市長が行ってぶち壊す。こういうような状況を感じます。そんなことはありませんと言うならいいですが、こういうことが市長の個人の思いが、市政の中に余りあふれ出し

て、そういう阻害要因にならないように今後は気をつけていただければと思ひまして、私の質問を終わります。

**○委員長**

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 32 分

再開 午後 2 時 48 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

この際、委員長より要望いたします。

市長初め説明員の方々は、端的に質問に答えるようお願いいたします。

公明党。

---

**○千葉委員**

**◎小樽港港湾計画の改訂について**

初めに、小樽港港湾計画の改訂について、伺ってまいりたいと思います。

代表質問でも御答弁いただきましたけれども、本市が平成 22 年に港湾計画改訂を表明した背景について、簡潔に説明願います。

**○（産業港湾）事業課長**

港湾計画を改訂するとした背景についてですけれども、平成 22 年当時、国から港湾計画における取扱貨物量の計画値と実績値の乖離が大きい港湾へは国としての支援が困難である。こういった旨の発言がございました。このときに 9 年に改訂された港湾計画の取扱貨物量につきましては 3,850 万トン、22 年当時の実績値は 1,083 万トンと乖離が大きかったために市として港湾計画の改訂を表明したところでございます。

**○千葉委員**

港湾計画改訂を表明してから、長期構想検討委員会を立ち上げるまで港湾管理者としてどのようなことを進めてきたのか、これもお聞かせ願えますか。

**○（産業港湾）事業課長**

平成 22 年の港湾計画改訂の表明後からでございますけれども、第 1 回の長期構想検討委員会までの作業につきましては、26 年 6 月には第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画、そして 26 年 11 月には今後の小樽港の物流について、また 27 年 2 月には若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画の策定、こういったもののほかにさらに港湾計画改訂の基本方針案の検討、こういったものを進めてきたところでございます。

**○千葉委員**

そういう中で小樽港の港湾計画改訂に向けてですけれども、平成 24 年度には小樽港研究会が設置されているところであります。この研究会について、その設置の目的ですとか、検討内容などについて説明をお願いしたいと思います。

**○（産業港湾）事業課長**

この平成 24 年に委員会を立ち上げたというところでございますけれども、これにつきましてはやはり 9 年の港湾計画改訂からなかなか貨物量が伸びないという中で、これから小樽港をどういった形に振興させていくかということで、この委員会を立ち上げたというところでございます。

また内容につきましては、報告書の内容といたしまして、特に小樽港の現状ですとか検討のテーマ、こういったものにおける結果が期待されているところがございます。

その中でも検討テーマの内容につきましては、まず物流の関係といたしまして、穀物ですとかフェリー、コンテナ、そしてロシア貨物、こういったものの振興策のほかには新たな新規貨物の可能性、また、港湾空間の再編といたしまして、指定保税地域のあり方、そしてそのほかには公共上屋の必要数、こういったもの。また、防災機能の強化といたしまして、耐震強化岸壁の整備ですとか、港湾のBCP、こういったもののほか、石狩湾新港との連携について検討結果を取りまとめているといった内容でございます。

#### ○千葉委員

この研究会は、回数にして把握しているところでは 11 回行われているということで、積極的にこの話し合いが行われてきたと思っております。この資料として、平成 26 年 11 月には、今お話のあった内容をまとめた今後の小樽港の物流についてという報告書もまとめられているところです。

質問の中で、長期構想検討委員会、長期構想の策定ですとか、港湾計画改訂に係る業務委託もされて、これに幾ら経費がかかったのかということで御質問させていただき、費やした 2,215 万 2,240 円という経費について御答弁もいただいておりますが、これはそれ以前から、この港湾計画の改訂に当たっては、職員を増員したと認識しておりますが、増員した職員数ですとか人件費、これについてはどのぐらい費やしたのかお示し願えますでしょうか。

#### ○（産業港湾）事業課長

平成 22 年に港湾計画の改訂を表明いたしまして、この港湾計画改訂に係る増員と人件費についてですけれども、まず増員の人工につきましては、24 年度から 1 名、そして 27 年度からさらに 1 名ということで合計 2 名を港湾計画改訂のために増員したところがございます。

この増員に係る人件費といたしましては、24 年度から 28 年度までの決算見込みと 29 年度の予算額を含めると 5,722 万 8,732 円となっております。

#### ○千葉委員

小樽市としても人員を入れて積極的に推進してきたという経緯があります。

代表質問で、この港湾計画改訂に向けた作業を一時中断することとした理由を伺っています。ここで答弁内容をお示し願えますか。

#### ○（産業港湾）事業課長

改めまして、改訂作業の一時中断の理由についてですけれども、平成 27 年度から行ってまいりました改訂作業の中で、取扱貨物量を含めました現状と課題を改めて検討してまいりました結果、現段階におきましては取扱貨物量の大幅な増加はなかなか見込めないと、こういうような状況になってございます。

こういった状況を港湾計画改訂に反映させますと、現計画の縮小方向につながるおそれがあるということで、改めて小樽港の振興を目指した将来像とそして目標を描くことが必要であると判断いたしましたので、今後改訂作業を一時中断して小樽港を取り巻く社会情勢に応じた的確な基本理念を策定してまいりたいということで考えてございます。

#### ○千葉委員

今の御答弁の中にもありましたとおり、現状の取扱貨物量から大幅な増加が見込めないということであります。これは改訂を表明した平成 22 年からは貨物量はどうに変化しているのか、期間が少しありますので 2 年ごとでもいいですので、取扱貨物量をお示し願いたいと思います。

#### ○（産業港湾）事業課長

今申されました平成 22 年からの取扱貨物量の 2 年置きの推移でございますけれども、22 年におきましては約 1,083 万トン、24 年は約 1,125 万トン、26 年は 1,006 万トン、そして 28 年度速報値におきましては 1,090 万トン

ということで推移してございます。

#### ○千葉委員

その改訂を表明したときからは、今数字をお聞きすると大体横ばいで推移しているのかなと思っております。これはひょっとすると平成 9 年からは、ここに至るまでは変動があったのかなというふうにも考えられるのですが、その状況となぜそうなってきたのかという要因について説明願いたいのと、市がこれまで取扱貨物量を増加させるために行ってきた取り組みはどのようなものがあるのか、こちらについても説明をお願いしたいと思います。

#### ○（産業港湾）事業課長

まず私からは貨物量減の要因ということでございますけれども、確かに今おっしゃられたとおり、近年におきましては取扱貨物量の大きな増減といったところはなく、おおむね横ばいとなっております。

また港湾計画を改訂した平成 9 年の取扱貨物量の実績値といたしましては、2,532 万トンとなっておりますが、28 年の速報値におきましては、先ほど申し上げたとおり 1,090 万トンまで減少して、大体半分以下ぐらいにはなっているところでございます。

9 年からの取扱貨物量が減少しました主な要因といたしましては、11 年のフェリー新潟港の減便、これは 12 便あったものが 6 便に減少しております。この後で 14 年、これも同じくフェリーでございましてけれども、敦賀航路が苫小牧港へシフトしたということで、これがもともと 6 便あったものがゼロになってしまったと。また 15 年には飼料工場が閉鎖された。また 21 年にはロシアの輸入の関税が引き上げになったと、こういったものが要因としてございまして、取扱貨物量が減少したというところでございます。

#### ○（産業港湾）港湾振興課長

それから貨物量の増大に向けたこれまでの取り組みについてでございますが、市内経済、港湾関連事業者などから構成されます小樽港貿易振興協議会、こういう団体側の事業主体という形で官民一体でのポートセールスを行ってきたところでございます。

具体的には小樽のフェリー航路ですとか、中国コンテナ航路など、こういったものの利用拡大に向けて東京や札幌などで消費者や荷主などを招いたセミナーを開催して小樽港の利便性を PR したり、あるいは関連事業者と荷主等への企業訪問など行って情報共有など行ってまいりました。

それからまた近年の取り組み事業といたしましては、対岸ロシア貿易を拡大するために一昨年からロシア沿海地域ですとか、サハリン州に関連事業者と訪問して航路の PR ですとか情報収集を行ったり、あるいはことしにつきましてはフェリーの新潟航路に新造船が投入されるに伴いまして、これまでに比べまして利便性の高いダイヤに改正されたということでございますので、昨年度からフェリー会社とともに関東方面ですとか、道内の荷主に対して PR などを行ってきたところでございます。

#### ○千葉委員

今話を伺うとその取り組みに関しては、これからいよいよ効果を出していかなくてはいけない、いくべき内容であったというふうに思っています。全体的な取扱貨物量の増加については、北海道全体自体が大体約 2 億トンということで、その半数はフェリーの貨物というふうになっています。それにその半分は何なのかというと、やはりその背後地にある石油関連の工場ですとか、製鉄工場などに行く貨物ということですから、残っている貨物量はごくごく限られているわけでありまして。その貨物をどうやって小樽に持ってくるかということが課題であるのかなと思いますけれども、小樽港での貨物量の増加、今後どの程度と考えていくのか、また見通しについてどのように考えているのか、そのお考えについてもお聞かせ願いますか。

#### ○（産業港湾）事業課長

今後の貨物量の見通しというところでございますけれども、今この段階におきましては、大幅な増につながるという貨物というのがなかなか見出しにくいような状況になっております。



ですから、ここ二、三年の貨物量の推移はおおむね 1,000 万トンから 1,090 万トンで推移しているところでございますが、一つは増ということで申し上げますと、ことし 3 月と 6 月にフェリーの新潟便のダイヤ改正と合わせて新造船が就航したところでございますけれども、こういったものもございまして、今後貨物量の増加、こういったところに期待しているところであります。今後もこれまで行ってきたとおり、引き続きポートセールスなどを行いまして、貨物量増加に向けた取り組みを進めてまいりたいということで考えております。

#### ○千葉委員

先ほど御答弁もいただきましたけれども、今回の改訂作業の一時中断について私自身は納得がいけないところがあります。現状の取扱貨物量の大幅な増加が見込めないため、このまま改訂作業を進めると現計画に位置づけられている重要な施設計画も削除される懸念があるから、一旦立ちどまって今後の港湾計画改訂に向けて小樽港の現状と課題、情勢などを踏まえ云々という基本理念を作成するということについてであります。

確かに貨物量というのは、横ばい、これからどうしていくかはこれから始まるということ。また、北海道全体の貨物量から見ても、小樽市の急激な貨物量増加に向けた取り組みの効果が出るのは、多分これから少し長いスパンで見なくてはいけないということがあって、それを今まさに議論してきた先ほどお話をあつた小樽港研究会で検討がなされてきたのではないかなと私は認識しているところでございますけれども、その辺についてはいかがですか。

#### ○（産業港湾）事業課長

確かに平成 19 年、22 年でしたね。そのときに小樽港の物流についてということで、お話をされておりましたけれども、確かにそれ以降、そのときには、これからの小樽港の振興策についていろいろ検討してきたところでございます。そのときから考えますと物流はなかなか伸びていない。そういった中でも確かに小樽港を取り巻く状況としては、例えばクルーズですとか、安心・安全といったところも日本全体を考えると重要な小樽港の持つべき性格なのかなと思っております。

こういったことを踏まえまして、今この場から一つは物流ということとあわせて、もう一つは観光、もう一つは安心・安全とこういったものを踏まえた中で、基本理念を作成していくということで考えてございます。

#### ○千葉委員

今、観光と物流と安心・安全というお話が出たところでありますけれども、これはきっとそういうところが計画のポイントになっていくのかなと思っております。

でも、例えば観光にしても小樽港の将来像といったところで、市民アンケートをたしか行っています。こういった中で小樽港の背後にある魅力的な観光をキーワードに第 3 号ふ頭の計画もされたというふうに思っておりますけれども、それについてはいかがですか。

#### ○（産業港湾）事業課長

市民アンケートにつきましては、以前小樽港全般のことのほか、第 3 号ふ頭ですとか若竹地区、こういったところで全体的な小樽港のイメージですとか、また期待すること、また必要なこと、どういうものがあるのかということで平成 24 年 8 月にアンケートを実施したというところでございます。このアンケート結果を踏まえて、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画ですとか、若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画、こういったものを作成してきたところでございますので、この計画自体は中止したものではありませんので、市民からいただいたアンケートによる意見が活用されているものと考えてございます。

#### ○千葉委員

そうすると物流だけで一時中断したようにも捉えてしまいます。先ほど基本理念というお話はありましたけれども、これは何をどう描いていくのか、その基本理念について説明をお願いしたいと思います。

#### ○（産業港湾）事業課長

今はこれまでさまざまな方から御意見をいただきながら、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画、また小樽港の物流に

ついでのほか、若竹地区水面貯木場及び周辺有効活用計画、こういったものを策定したところでございます。こういった計画を踏まえまして、昨年 8 月、第 1 回の長期構想検討委員会を開催したところでございますけれども、その経過を踏まえまして、物流と観光とそして安心・安全、こういった三つの柱で第 2 回の長期構想検討委員会の開催に向けた作業を進めてきたところでございますが、ことし 1 月から 5 月までの庁内会議の中で、物流の柱にすることですとか、貨物量などの目標値を設定すること、さらには現在老朽化が進んでおりまして、その対策が喫緊の課題であるといったことを踏まえまして、現実的な計画内容とするといった方向性が示されたものですから、この計画の内容で港湾計画改訂した場合にやはり縮小計画につながるおそれがあるということで、一旦立ちどまって小樽港の振興を目指した将来像と目標、こういったものを描くことが必要であると判断したところでございます。

(「そんなこと言っていなかったじゃないですか」と呼ぶ者あり)

#### ○千葉委員

今お話を伺っても、今まで議論してきた内容とどこが違うのかなというふうにも感じてしまいますし、結局今まで何年も積み重ねられてきた議論ですとか、先ほど経費のお話もしましたけれども、無駄になってしまうのかと感じてしまいますが、その辺についてはどのように捉えられていますか。

#### ○(産業港湾) 事業課長

これまで港湾計画改訂に係る人件費ですとか委託料、こういったものを費用をかけてきましたけれども、これにつきましては、こういった意見ですとか、作業を取り扱いながら今後の基本理念に結びつけていきたいというふうにご考えておられますので、人件費をかけてきた費用については無駄になるということでは考えてございません。

(「基本理念をつくるために人件費使っているんじゃないですよ」と呼ぶ者あり)

#### ○千葉委員

どうしてもその辺が、何が今まで議論してきたものと違うのかといったところで非常に疑問が出ています。今、長期構想検討委員会のお話もされましたけれども、昨年 8 月に第 1 回の検討委員会が開かれ、市長も小樽港の港湾計画について平成 9 年の改訂から 19 年が経過して、さまざまな課題を抱えているというふうにお話をされています。そういった中で、市長は、長期構想検討委員会においては、このような課題をしっかりと乗り越えてこれからの小樽港の発展に向けて、非常に重要な導きとなると思っておりますので、皆様から忌憚のない御意見、そして貴重な御意見等をいただきながら、しっかりと進め、構想を政策に結びつけてまいりたいと思っておりますというふうにご決意なことを市長が述べられているのに、なぜ急にこの改訂作業を中断することになったのかなと非常に疑問なのです。この辺についてはいかがか、原部のお話も聞きたいですし、市長のお考えもお聞かせ願いたいと思います。

(「庁内会議から変わったのでしょうか」と呼ぶ者あり)

#### ○(産業港湾) 事業課長

先ほどと同じ答弁になろうかと思っておりますけれども、やはりこれまでの経過を踏まえた中で第 2 回の長期構想検討委員会、今資料をつくってきたのですが、その中では物流と観光と安心・安全、こういった三つの柱で資料をつくってきたところでございます。小樽港の現状となりますとやはり老朽化対策、こういったものが喫緊の課題、こういったものもございまして、やはり物流を柱にすることですとか、これから貨物をどうしていくのか、こういったものを目標値に設定するという方針が出されたものですから、このような形でまずは一旦立ちどまって基本理念からつくっていかうということに決まったところでございます。

(「急に変わったんだよ、こういう考え方」と呼ぶ者あり)

#### ○市長

先ほど千葉委員から、私がお話されたのかということも含めて御披露いただきましたけれども、その考えや思いについて私に変わりはありません。今も同じように思っているところでございます。

今まで担当からお話があったように、やはり幾つかの懸念材料があり、その解消のために一端立ちどまってこの

ような取り組みをしたいというその取り組み、やはりしっかりとしたものをつくっていくという過程において、このような判断に至ったと認識しているところなので、今まで懸念されているような無駄になるのではないかということとかもお話がありますけれども、私としてはそのようなことがないように、またよりよいものをつくるためにこのような考え方に至ったということで、御理解をいただきたいなと思っているところでございます。

(「無駄になるんですよ」と呼ぶ者あり)

#### ○千葉委員

今、市長からも変わらないということでお話がありましたけれども、先ほど三つの柱、老朽化と観光、これは老朽化も国の直轄事業等々でしっかり進めていただきたいと思えますし、また観光の視点では今までもずっとその議論もされ、取り組みも推進されてきたのですけれども、やはり物流で中断するということなのでしょうか。

#### ○(産業港湾) 事業課長

物流で中断するというところでございますけれども、これにつきましてはこれまでの経過の中で、物流を柱にするというお話がありました。果たしてこの物流だけで港湾計画改訂が可能なのかということも関係機関ともいろいろ協議してきたところでございます。その結果、物流を柱にすること自体は可能であるけれども、やはり今の小樽港を取り巻く状況を考えますと、全国的なクルーズの流れですとか安心・安全、こういった流れに乗っていないという話もございましたし、目標値を設定するというにおきましても、明確な根拠が必要だということ。また現実的な内容につきましてもどういった内容なのかということも改めて一端立ちどまって検討する必要がありますので、現在においては基本理念から将来像と目標を描いていきたいということで考えてございます。

#### ○千葉委員

先ほどの長期構想検討委員会のお話もしましたが、第 1 回目に現在の利用の状況だとか、施設の状況、小樽港の強み、課題についての説明の後に 1 回目ということもあって出席委員全員から意見を聞いています。この会議録を拝見させていただきましたが、まさに今おっしゃったその三つのポイント、これについて皆さんが本当にいろいろな意見を述べられているのです。今まで積み重ねられてきた議論をこの中で本当に早く構想として練っていただきたいと私自身は思いましたし、多分同席されていた関係者の皆さんもそう思ったと思いますけれども、事業課長はそのときいたのかどうか、人事の関係はわかりませんが、思ったのではないかと思います。その辺についてはいかがですか。

(「思ったでしょ。最初そんな考え方がなかったのですから、だって。急に変わるからこんなことになったでしょ」と呼ぶ者あり)

(30 秒経過)

答えにくいのかもしないですけれども、要は庁内議論としては先ほど言った老朽化と物流と観光、これを柱として港湾計画の改訂を進めてきた。これからもそういうふうに進めていくという考えについてはよろしいですね。

(「いこうと思ったけれども、途中で考え方が変わったからこういうことになったのでしょ」と呼ぶ者あり)

#### ○(産業港湾) 事業課長

これまでの経緯から、先ほど申し上げましたとおり、第 3 号ふ頭及び周辺再開発計画ですとか、小樽港の物流、そして若竹地区、こういった計画を踏まえまして、第 1 回の長期構想検討委員会を開催したのですけれども、その経過を考えるとまずは物流と観光と安心・安全、こういった三つの柱でいくということが当初の考え方でございました。その後、ことしの 1 月から 5 月の間で庁内会議を開いた段階でやはり物流を柱にすること、目標値を設定すること、そして堅実な計画内容にするといった方針が打ち出されたというところでございます。

#### ○千葉委員

物流については先ほど北海道総体の 2 億トンというお話をさせていただきましたけれども、それをフェリーも抜

き、小樽市にとって、では幾ら貨物量をふやしていけるのかというのは、ごくごくわずかですよ。それをどうやって小樽港にその貨物量を呼び寄せるとかというのは、まさに今考えていかないとだめだということだし、今までそれをずっとやってきたので、さらに推進していかなければいけないといったところで、一旦立ちどまるだとか、一時中断するという考えになぜ至るのかなといったところで、非常に疑問です。

市長、今、私の考えも述べましたけれども、市長もそのような考えだという認識でよろしいですか。

#### ○市長

今、千葉委員自身がおっしゃられた言葉そのものが私の言葉として表現の仕方がイコールかどうかというのは、何とも言いようがありませんが、しかしながらやはり小樽市は港を中心に発展してきたまちでありますので、やはり港における活用、それに伴ってまちがさらに発展していくことは私自身としても望んでいるところでございます。

現状において小樽港を取り巻くさまざまな企業等もありますので、それらの企業、フェリー関係者も含めて高まっていきたいという思いを持っておりますから、やはりその流れをしっかりと後押しできる港湾計画になっていくことが望ましいというふうに思っておりますので、その望ましい環境づくりのために結果的に一旦立ちどまるということにはなりませんけれども、目的はそういう思いを持っているところでございます。

#### ○千葉委員

代表質問でも少し触れましたけれども、結局は今庁内ではそういう議論をしていますとなっても、これは外から見て経済界等は小樽港の方針が見えなくなった。要は平成 9 年の改訂の港湾計画の現行のままでいくということですから、非常に不透明になったということで、関係者からは後戻りした小樽港に何かを投資するですか、今後どうしていくという前向きな姿勢の考えを失わせてしまうのではないかなと、それをすごく懸念しています。今、市長、小樽港はそういう背景で物流等々で栄えてきた港だというお話がありましたけれども、その前進する力を失わせてしまうような一時中断になってしまわないかと非常に心配をしているところです。

先ほど長期構想検討委員会のお話もしましたが、実際今までかかわってきた方たちにどのように説明するのか、時期はいつなのか、その辺についても示していただきたいと思います。

#### ○（産業港湾）事業課長

今回の港湾計画改訂作業を一時中断するというにおきましては、これまでにかかわってきた委員の方々には口頭もしくは面会して説明してきたところでございますけれども、今後におきましてもまだ面会していない方々がいらっしゃると思いますので、港湾業界も含めて丁寧に説明していきまして、なぜ今とめるのか、これは小樽港の発展に向けてよりよい計画を策定するために一時停止するというのも含めて、今後基本理念をつくるということで改めて御理解いただけるように説明して努めていきたいということで考えています。

（「理解されないでしょ。要望書も出ているんじゃないですか、もう既に」と呼ぶ者あり）

（「時期については」と呼ぶ者あり）

#### ○（産業港湾）事業課長

時期におきましては、まず今回の経済常任委員会も含めて、終わりましたら早急にその作業に当たりたいと考えています。

#### ○千葉委員

今やりとりさせていただきましたが、フェリーも小樽市にとっては非常に重要な貨物を運んでくれる、フェリー貨物を運んでいただく非常に重要な視点であります。新造船もできたということで、今どんどん前に進んでいかなければ小樽港が道内の港、日本の港からもどんどん立ちおくれしてしまうという感があります。代表質問でもお話しさせていただきましたが、一時中断は再考すべきではないかと思っておりますけれども、これは市長の判断も必要ですので、その辺についてお答えいただきたいと思っております。

(「議論すればいいじゃないですか」と呼ぶ者あり)

## ○市長

今でもるる担当からもお話しさせていただきましたけれども、やはり計画自体がよりよい形をとりたいということから、このような判断に至ったところでございます。

私といたしましても、先ほど来からお話しさせていただいたように、やはり小樽港の発展に向けて、それを後押しできるしっかり沿った計画になっていかなければならないというふうに思っておりますので、それに基づいた判断だというふうに思っておりますので、千葉委員からもそのような、中断せずにこのままにという御提言をいただいておりますけれども、よりよい計画をつくるための考え方だというふうに思っておりますので、現行において一時中断という判断をしたことについて、やめるという考え方を持っているわけではありません。

## ○千葉委員

よりよい計画とは、これ以上のよりよい計画とは、どういうことが考えられるのでしょうか。

今まで、いろいろと代表質問から今回も質問しましたがけれども、長年本当に港湾にかかわる方たちの研究会があり、また、それを受けて長期構想検討委員会を立ち上げていろいろな調査研究が進んで途中経過の段階で、これから改訂作業をしっかりと進めていくという段階にあって、また立ちどまったり、立ちどまるということは振り返らなければいけないことにもなるのかなと思うのですが、本当に後戻りするような、結果的にはそうになってしまうと思っています。

この港湾計画改訂に当たっては、今後、新幹線も来ます、高速道路も完成しますし、もっともっと推進をスピードアップしていかなければいけないときに、立ちどまることが本当に小樽市にとって、市民にとってプラスになるかどうかということは非常に疑問が残りますので、これはまた今後議論をしてみたいと思いますが、私としてはこの一時中断は認められないと主張させていただきます。

## ◎通学路の除排雪について

次の質問に移らせていただきます。

除排雪についてです。先ほど通学路の除排雪については佐々木委員から厳しく質問がありましたので、これはしっかり御答弁があったとおり、学校周辺、また、バス路線については、その排雪の判断等はしっかりとそれ以上の徹底をしてもらいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

## ◎貸出ダンプ制度について

次に、貸出ダンプ制度についてお伺ひしてまいりたいと思います。

昨年度、貸出ダンプ制度は特例として認めてきた集合住宅の敷地内通路と道路脇にある堆積場の排雪を対象外としています。この見直しによって排雪量と事業費にどのような影響が出たのか、これについて説明をお願いしたいと思います。

## ○（建設）白畑次長

平成 28 年度の特例の対象外にあります排雪量と事業費の関係につきましては、27 年度と 28 年度の比較で申し上げますと、排雪量は 27 年度が 21 万 2,000 立方メートルに対し、28 年度は 16 万立方メートルで、5 万 2,000 立方メートルの減となっております。

事業費につきましては、27 年度が 1 億 497 万円に対し、28 年度は決算見込みで 6,984 万円、3,513 万円の減となっております。

ただ、この排雪量と事業費が減少いたしました理由としましては、それぞれの年の降雪状況を現場の状況、利用団体の御都合のこともありますので、全ての特例を対象外にしたことによるものではないと考えております。

## ○千葉委員

次に、利用団体数ですけれども、これは対象外となった団体数について、平成 27 年度に利用した団体で 28 年度

に利用できなくなった団体数を、集合住宅の敷地内通路と道路脇の雪堆積場に分けてお示し願いたいと思います。

○（建設）白畑次長

平成 27 年度と 28 年度の利用団体数でございますけれども、まず集合住宅の通路の関係につきましては 27 年度で 15 団体が利用していましたが、28 年度はゼロとなっております。

雪堆積場の関係ということでございますけれども、これについては検討ができておりませんので全体の利用団体数でお答えしますと、27 年度は 470 団体、28 年度は 426 団体となっております、先ほどお答えしました集合住宅の通路の 15 団体のうち 13 団体が 28 年度は利用を見合わせておりますので、この分を考慮しますと単純比較で 31 団体の減少となっております。

○千葉委員

先ほど御答弁いただいた、排雪量が約 5 万立方メートル減少しているということで、そういうお話がありました。これは先ほど特例を対象外とした、これは全てではないというお話でありましたけれども、でも、この数量というのは平成 27 年度が 21 万立方メートルで 28 年度が 16 万立方メートルですから、4 分の 1 に当たる 5 万立方メートルという非常に大きな減少だと捉えています。これは行政側から見ると事業費ですとかそういう大幅な減少があつて、非常に効果は大きかったなと捉えられていると思うのですが、市民側からするとどうだったのかというお考えについてお聞かせ願いたいと思います。

○（建設）白畑次長

例えば行政側から見ると、一定程度事業費が減少したということで効果があつたのではないかと、逆に市民から見た場合の評価はということでございますけれども、今回の制度の見直しについては、市民の皆様からもいろいろ御意見を頂戴していただき、必ずしも評価されているとは思っておりませんが、市でもいろいろな制度を運営している中で市民の皆様の声の聞くことは当然であります。限られた財源の中で全ての要望にお応えすることはできないこともありますので、今後も持続可能な制度として運営できるよう市民の皆様にご丁寧にご説明してまいりたいというふうに考えております。

○千葉委員

昨年、本市では平成 27 年度の事業費をもとに特例を見直した場合の事業費について試算をしている、これは建設常任委員会で資料として出たのですけれども、それを見ますと 27 年度 1 億 497 万 2,000 円が、この見直しによって 7,918 万 5,000 円、2,578 万 7,000 円減少するという試算内容です。この減少は、集合住宅と雪堆積場を対象外とした場合の数字として見てよろしいのかどうか、この辺についてお答えください。

○（建設）白畑次長

昨年お示した、今、千葉委員からありました平成 27 年度実績で 1 億 497 万 2,000 円が特例廃止すると 7,918 万 5,000 円ということで説明しています。これは前提条件が違っておりますので、29 年度の今回提案させていただいています補正予算の中身で御説明させていただきたいと思っております。

基本は、今、千葉委員からありましたように、制度見直し内容の 27 年度の実績の排雪量 28 万 2,000 立方メートル。これに対して 28 年度の実績として把握できておりますので、集合住宅分として 1 万 3,500 立方メートル。それから、雪堆積場分として 3 万 1,200 立方メートル、それから、見直しを検討しています排雪第 2 種路線分として 1 万 400 立方メートルを除きまして、排雪量で 15 万 7,000 立方メートルということで予算を計上させていただいております。

○千葉委員

ということは、先ほど差額を述べさせていただいたのですが、これは、試算として出ていた数字は、集合住宅と雪堆積場を対象外とした場合の数字とはイコールにならないという考えでいいのですか。

○（建設）白畑次長

昨年お示ししました特例を廃止した場合の通知ですけれども、これについては集合住宅と行きどまりの通路分ということで、それを廃止した場合ということですので、今やっている予算の組み立てとは違った考え方になっております。

○千葉委員

この貸出ダンプの利用については、市民の方からの主な意見等も代表質問で答弁いただいていますけれども、結局市は雪堆積場の雪には道路の雪なのか住宅敷地内の雪なのか色分けができないということで、今までも御答弁をいただいています。

しかし、利用してきた市民からの意見というのは、道路の雪しか堆積していないのに対象外とされたというような意見も多く出ております。これは、道路の雪かどうか色をつけることができないのは理解していますが、色分けする方法については検討はなされなかったのか、その辺についてはいかがでしょうか。

○（建設）白畑次長

今、雪堆積場の雪の色分けはつけられないということですが、本制度は道路の雪を排雪するというのが原点でございます。委員がおっしゃるように雪の色分けをつけることが実現できないのが大きな課題であります。そのことによりまして、毎年排雪量が増加してきたという実態がありますので、それを解消するために今見直しを行っているところでございます。

○千葉委員

でも、この特例を認めた背景は、結局市民生活に影響があると。排雪が入らない道路は市民生活に影響があるからこれはいたし方ないということで特例を認めてきた経緯があるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（建設）白畑次長

特例を認めてきた背景ですが、本制度は昭和 54 年度に開始いたしまして、長年にわたり運用されてきておりますが、だんだんやはり事業費や排雪量が拡大されてきたということもありまして、平成 17 年度には 1 カ所につき 2 回までという制限を設けております。

それから、22 年度になりまして、排雪第 1 種路線であるバス路線をきっちり対象外とするほか、運用方針の特例ということで駐車場や空き地、集合住宅の通路を排雪対応としてきたというような経緯もございます。

それ以前はこれらについて特に定めがなかったことから、恐らく当時の利用実態に合わせての特例ということで明文化したものだと思われませんが、結局このときに降雪量も少ないにもかかわらず貸出ダンプの排雪量の費用だけが増大していった、こういった経過がございまして、27 年度、28 年度にかけて制度見直しを検討したものでございます。

○千葉委員

お話の経緯としては、一定程度その予算は限られていますから、一定程度のルールはつくっていかねばいけない、また市民にも御理解していただかなければならないというのは重々承知しております。ただ、道路脇の雪堆積場については、道路の雪で狭い道路に雪を積み重ねることができないから、その通路の脇にある多分空き地等だとすれば御近所の方の持ち物なのか、許可をもらって堆積しているということで、これについてはきちんと方法を考えていただきたいと思うのです。質問の中でも、対策等で提案もさせていただきましたが、道路の幅員であるとか延長であるとか、降雪量になるのか積雪深になるのか、私の考え方が正しいとは思いませんが、そういう方法をしっかりと検討していただきたいと思っておりますけれども、その辺についてはいかがですか。

○（建設）白畑次長

今、委員から道路の幅員と距離、利用日までの降雪量、こういったものをもとに利用可能な運搬排雪量の算出と

というような、これは本会議でも御提案がありました。一つの考え方として、そういう方法もあるとは思いますが、現在の制度は大まかに申しますと、事前の申し込みをいただいて、抽選で日程を決めて、市がダンプを派遣し、運搬した雪の量で費用を精算するという制度でございます。

今回御提案いただいた方法は、多岐にわたる現場の実施前、実施後の確認、一抽せんごとに気象情報を把握しながら利用可能な運搬路の選定、その場合の精算方法の確立、こういった膨大な労力が必要となりますことから、直ちに導入することは難しいと考えております。

貸出ダンプ制度そのものについては、今のままがいいとは考えておりませんので、これからも一番市民の皆様が利用しやすい方法をこれからも検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○千葉委員

直ちにできないという理由も重々わかりますけれども、このように対象外にしたのは、昨年対象外にしますという話があって、地域にその年に話をして直ちにやめたではないですか。集合住宅やその道路脇の住民の方は、皆さん1年間積み立てをして行っている中で、平成28年度に話をされて28年度にもう対象外になるということは、市民には非常に多大な影響があったと思っています。この除雪は、やはり市民との協働の体制をしっかり確立することが重要だと思っておりますし、これも先ほど直ちにできないという御答弁でありましたけれども、早急に検討していただきたいと思いますが、いま一度御答弁をお願いします。

#### ○（建設）白畑次長

確かに千葉委員から御提案ありました方法は我々も考えているところでございます。ただ、そうしますと恐らく、冒頭、今の制度の概略を申し上げましたけれども、本当にこういう枠組みではなくて抜本的に考え方を整理しなければ、なかなかそういった形になっていかないのかなというふうに考えております。

ただ、委員は直ちにということと言われておりますが、きょうあすというふうにお答えできませんが、よりよい方法を検討してまいりたいというふうに考えております。

#### ○千葉委員

早急にとということで述べさせていただきます。ぜひ検討を推進していただきたいと思います。

#### ○千葉委員

#### ◎道路除雪等業務の資格要件の変更について

除雪に関してもう一点。

道路除雪等業務の登録要件を変更いたしました。答弁内容から、道路除雪作業の経験のない業者も登録ができるようになっています。その理由について説明願います。

#### ○（建設）雪対策第1課長

道路除雪等業務の登録要件、今年度から変更になっております。

これにつきましては、これまで建設業の一部の業者のみが道路除雪等業務に登録できたものを、将来にわたり持続可能な除雪体制を確立するために、より多くの業者に小樽市の除雪業務に参加していただくことを念頭に置き、一定の能力がある業者が登録できるようにしたものでございます。

先ほども申しましたが、これまでは建設業であること、その中の土木、舗装、管、建築の建設業の許可を取っている業者であれば除雪の経験の有無は別にして登録できたのですけれども、今年度、建設業以外にも広げたいという考えから三つの柱を立てて我々が除雪業務の登録を考えました。

その三つというのは、除雪機械を保有していること、除雪業務を履行する能力があること、施工及び工程管理や成果品等の資料作成能力があることを柱として変更要件を行っているもので、この三つの要件を満たすことにより道路除雪等の業務をする能力があるというふうに考えておりますので、その中の要件にあります5年以上除排雪業務を行っているということであったり、市で指定しています技術の講習会を受講して安全管理を学ぶという条件も



つけておりますので、この辺のことを総合いたしまして問題はないというふうに考えております。

○千葉委員

これによって道路除雪作業の経験がない企業も共同企業体の代表者になれるという理解でよろしいのですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

共同企業体の代表者になるということでございますけれども、道路除雪等業務に登録のある業者が代表者要件を満たせば代表者になることは可能であります。代表者になるにはこの代表者要件を満たすことのほかに、共同企業体を組む個々の業者、民間の企業同士の合意が必要であり、この要件のほかに民間の企業同士のこの会社が代表になれる、代表として共同企業体を組むという合意が必要でございますので、この要件が加わることによって初めて共同企業体の代表になれるということでございます。

○千葉委員

今の説明からすると、なれるということですよ。そうすると、この道路除雪業務の経験がない企業のみで J V を組むことも可能になるということですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

登録要件を満たせば地域総合除雪業務に参加することが可能であり、また、代表者要件を満たせば代表者になることも可能でございますので、結果として今委員のおっしゃられたような形態の共同企業体ができるということは可能であるということでございます。

（「大丈夫なの。そんなことでやって」と呼ぶ者あり）

○千葉委員

私も、将来的に建設業者が減っている中で除雪業務を担う業者が減少する懸念に対しては同じです、思いは。そういうふう感じておりますけれども、今の御答弁を伺っていると、道路除雪業務等を担う業者をただふやすだけの入り口を広くしたことで、本当にその除雪作業の安全性は担保できるのか非常に懸念しているところです。その辺についてはいかがですか。

○（建設）雪対策第 1 課長

これにつきましては、当然除雪の実績が過去 5 年間あることを条件といたしておりますので、機械及び除雪の能力はある。また、市が指定している講習会等で安全対策についても当然受講されて学ばれているということで、市としては問題ないというふうに考えております。

（発言する者あり）

○千葉委員

そのような問題はないと考えているというのはわかりますけれども、要は道路除雪作業をしたことがない業者、例えば駐車場しかやったことのない業者でもさきに質問したように代表者にもなれるし、そういう方たちだけで J V を組むことも可能になるということを非常に懸念しているということなのですよ。

それで、安全に問題はないというお話ですが、対策はとるべきではないかなと思いますが、その辺についてはいかがですか。

（「建設業者のためにやってるんじゃないべな」と呼ぶ者あり）

○（建設）雪対策第 1 課長

この道路除雪を行っていない業者という形でございますけれども、要件といたしまして市で、先ほど申しましたとおり、三つの要件を柱とした要件を設けていること、それと、代表者要件は設けております。

その結果として、道路除雪未経験の業者による共同企業体は発足する可能性はございますが、それはあくまでも市の業務を行う上で、市が用意した要件を満たした業者同士の話し合いであったり、考え方の統一によって共同企業体ができるものでございますので、市の要件と民間の考えが合致したという中で初めてできるものでございます。

ので、そういうことを考えますと、市としては市の考えもあるし、民間の考えにもよってできたものと考えており、これについては問題ないというふうを考えております。

(「経験ないのに、何でそんなことできるって考えるの。恐ろしいな」と呼ぶ者あり)

#### ○千葉委員

とにかく安全性が担保できるかを非常に心配していますし、先ほどの御答弁からも道路除雪業務の経験がない企業のみでの J V の構成も可能であるということについては非常に心配もしています。

先日登録申請の審査が終わって、登録状況がわかったところです。確認ですけれども、今回新規で登録になった企業は、登録法人格として資格要件である除雪機械技術講習会を修了しているのか。また、審査基準日から 5 年間毎年除排雪業務の実績があることの要件をこの法人格は満たしているのかについて確認をさせていただきます。

#### ○(財政) 契約管財課長

このたび、結局 9 月 22 日現在で新規の登録も含めまして 39 社となっております。今回 4 社新規で直近で受け付けておりますが、全て先ほど建設部から要件説明がございましたけれども、それに合致したということで審査は終了しております。

#### ○千葉委員

今回その業者の登録状況を見させていただきました。これは私も初めて見たのですけれども、合同会社が入っております、合同会社の Y 点は適格性を判断する評点にできるのかどうか非常に懸念がありますが、そのことについてもお伺いしたいと思います。

#### ○(建設) 雪対策第 1 課長

代表者になる場合に必要な要件の一つとして、経審の構成要素の一つでございます Y 点について定めております。

これにつきましては、基本的に経審というのは建設業の許可業者が公共事業等の入札に参加する場合に必要な経審、その審査を行う過程でその審査の構成要素として出てくるものでございますけれども、この Y 点というのは経営状況を見定めるものでございまして、この Y 点を出す算出式を準用して建設業以外の企業についても算出が可能だということで、我々はそのようなことであることから Y 点を採用しております。

#### ○千葉委員

合同会社の Y 点とは、合同会社自体の組織が何名の方が代表で会社を設立しているかわかりませんが、この設立も 5 年間毎年除排雪業務の実績がある法人格として審査基準にのっとって登録がされたという理解でよろしいのですよね。

#### ○(財政) 契約管財課長

この新規の合同会社ですけれども、ことしの 6 月に設立しております。道路除雪等業務の登録要件は、先ほども申したように 5 年以上事業を営んでいるということですが、この会社の社員の代表ですが、個人で 5 年以上営んでいるという実績があります。

道路除雪に限らず、例えば物品購入等の要件でも 1 年以上引き続き事業を営んでいるとありますが、仮に今まで個人で業者登録、物品とかでも個人で業者登録していた方が経験、実績などを積んで会社を立ち上げまして、そのときに会社として 1 年以上営んでいないということから、今まで登録は個人でできていたのに会社を立ち上げたら登録できなくなるというようなことは不合理でございますので、その辺は認めることとしております。

今回のケースにつきましても、個人でも 5 年以上の実績が確認できておりますので登録したところでございます。

#### ○千葉委員

今回登録になった法人の方が悪いとかいいとか言っているわけではなくて、その登録業者の入り口を広くすることで非常にその除排雪業務の危険が伴うその作業自体の安全性を本当に担保できるのかということが一番心配なところです。これはより慎重な基準なり判断なりしっかりしていただきたいですし、その対策もしっかりとっていた

だきたい。これに御答弁をいただいて、私の質問は終わらせていただきます。

○（建設）雪対策第 1 課長

登録要件及び代表者要件につきましても定めて、業者の説明等を本日行っているところでございますけれども、当然作業は公道でございますので安全対策は必要でございます。その点につきましては、入札後、決まった業者に対してしっかりと安全遵守について指導してまいりたいと思います。また、シーズン中でも安全対策についていろいろと考えて、指導できるものについては指導していきたいというふうに考えております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

説明員の入退室がありますので、少々お待ちください。

（説明員入退室）

○委員長

共産党に移します。

---

○小貫委員

◎議会との情報共有について

まず、本題に入る前に、この間の市の動きや議会の答弁を見ていると、議会や市民が知らないうちに、いわゆる庁内会議の意向で物事を進めるという意向が見受けられます。情報の共有について自治基本条例が定められていますけれども、第 3 条で情報の共有、第 5 条で情報の提供が定められています。この自治基本条例制定のときの議会議論で、共産党が、なぜそんな急ぐのだと。なければ悪影響があるのかと。そういう議論をしたときに、条例自体で何かがすぐ変わるわけではないと。市民と協働のまちづくりを進めたいと。さらには、条例を定めることによって職員の意識を高めていくのだと。こういうことを言っていたのですよね。

そこで、今回の質問に入る前に、自治基本条例のことを踏まえて、議会に対して一層情報の共有、提供を行う、こういうことで議会議論をしていただけるという確認をとりたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務部長

これまでも議会に対しましてはできるだけ丁寧な説明にも心がけてきておりますし、また、庁内で今いろいろ議論してというお話がございましたけれども、これにつきましても可能な限り議会といろいろ情報提供しながら、情報共有しながらやっていきたいというふうに我々も思っておりますので、今後ともここににつきましては今回いろいろ事業の整理等がうまくいなくて説明が滞ったりということがございまして、これにつきましては大変申しわけないなと思っておりますけれども、今後ともそういった点も気をつけて、スムーズな答弁にも心がけてまいりたいというふうに思っております。

今、情報共有等お話がございましたけれども、これは先ほど申しましたとおり丁寧にこれからも行ってまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小貫委員

これからもというところは少しありますけれども、質問に入ります。

◎ふれあいパスについて

まず、ふれあいパスの件で、きょうの議論を聞いて確認したいことが一点あります。

ふれあいパスの負担について、トップ会談のすれ違い、認識の違いそれだけが原因ではないということを市長がおっしゃいましたけれども、逆にここのすれ違いが原因の一つだと認識しているということですのでよろしいのでしょうか。

（「影響があったと言っていましたよ、説明していましたよ」と呼ぶ者あり）

○委員長

スムーズな答弁をお願いいたします、今の質問に対して。

○市長

今の御質問に対して、私から答弁することが的確かなと思いますのでお話しさせていただきますけれども、先ほども答弁させていただいたように、私としてはトップ会談だけをもってこのような状況になったとは思ってはおりませんが、やはりトップ会談はもちろんですけれども、さまざまな要因が加味された結果ではないかというふうには私自身も認識しているところでございます。

○小貫委員

トップ会談のところは加味されたということをおっしゃいましたので、それが原因の一つとして認識しているということで私は押さえますし、恐らく今聞いた委員の方、皆さんそういう認識だろうと思って質問を続けます。

◎市長の処分について

市長にせっかく答弁していただいたので、続いて市長の関係で、高島漁港のコンプライアンスの問題で、市長の処分で条例提案を今定例会中にしたらどうだということを共産党の高野議員が質問しましたがけれども、その後、安斎議員の質問には今定例会において提案する可能性もあると市長は答えていました。ところが、その後質問した中村吉宏議員へはなるべく早い時期にという答弁でした。これは今定例会中に減給条例を提案するという認識でいいのですよねということを確認したいと思います。

○（総務）職員課長

今定例会での提案を目指して、現在鋭意検討しているところであります。

○小貫委員

出すとなれば、恐らく各党派は質疑なんかも考えていると思いますので、なるべく早くその辺はそれこそ情報の提供をお願いしたいと思います。

◎小樽市総合計画の審議会委員について

それで、小樽市総合計画の審議会委員についてに話を移します。

補正予算の関係です。小樽市総合的な計画の策定等に関する条例第 6 条第 2 項に掲げられている審議会委員について、各号ごとの審議会委員の前回との比較の資料を提出してもらいました。この資料について、まず前回との比較で説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

提出の資料に沿って、現在予定している総合計画審議会委員について前回と人数構成を比較しながら御説明したいと思います。

条例各号の文言ですとか、順序、これは前回と若干変わっておりますけれども、対応するもので比較いたしますと、上から第 1 号、学識経験者は、前回第 6 次総合計画策定時は 2 名、今回は 3 名程度。第 2 号、公共的団体等から推薦された役職員は、前回 16 名、今回は 10 名程度。第 3 号、市政全般に関心があり審議会の審議への参画を希望する市民、これは今回新たに規定したもので、七、八名程度。第 4 号、市議会議員で議長が推薦する者は、前回 5 名、今回は 5 名以内ということで依頼してございます。第 5 号、関係行政機関の職員は、前回 2 名、今回も 2 名程度。第 6 号、市長が必要と認める者は、前は当初 5 名で、最終的に 4 名となりました。今回は七、八名程度。合計で前回 29 名、今回は 35 名以内で構成する予定です。

○小貫委員

今、委員の人数について述べていただきましたけれども、今回の補正予算で定数が 35 に変わりますので、委員の構成の割合もどう変わるか説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

先ほどの人数比較、これをパーセンテージであらわしますと、学識経験者は、前回 7%、今回は 9%程度。公共的団体等から推薦された役職員は、前回 55%、今回は 29%程度。市政全般に関心があり審議会の審議への参画を希望する市民は、前回ありませんでしたのでゼロ、今回は 20 から 23%程度。市議会議員で議長が推薦する者は、前回 17%、今回は 14%以内。関係行政機関の職員は、前回 7%、今回は 6%程度。市長が必要と認める者は、前回 14%、今回 20 から 23%程度となります。

○小貫委員

そうすると、割合でいくと団体等からの推薦、これが約半分となっていて、一方、市長が必要と認める者、これは 2割を占めると。こういうふうに変わっているのですけれども、この理由は何なのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

公共的団体等でありますけれども、こちらはまずまちづくりの重要な役割を担っておりまして、引き続き重要な構成員であると考えてございますが、そのほかにも幅広い市民の意見を聞きたいと考えておりますので、全体の構成の中で今回やむを得ず減らしたということでございます。

そして、市長が必要と認める者の部分ですけれども、これは、最初からこちらに充てるということありきで検討したものではなくて、いろいろ幅広い市民の方の参画ということを考えてところ、今想定しておりますのは、資料にもありますとおり、例えば連携協定を締結している大学の学生ですとか、各分野において知識、経験を有する方などを想定しているということでございます。例えば学生につきましては、こちらから声かけするということを想定していますので、条例上の市民枠、一般公募であったりエントリー制度、これを想定していますけれども、そこよりは、こちらから声かけするということで、市長が必要と認める者、この枠を使うのがより適切ではないかということ。あと各分野において知識、経験を有する方などというの、そのほかの条例の各号に当てはめるとということが人によってはできなくもないのかもしれませんが、ただ、各分野において、まちづくりで活躍している方ですとか、実践面で活躍している方を想定していますので、そういう意味では例えば学識経験者ですとか一般市民枠とか、そういうところよりは、市長が必要と認める者、この枠を当てはめるとするのが適切ではないかというふうに考えたものでございます。

（「誰が」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

今話を聞いていると、まちづくりをやっている人なんか多分まちづくりの団体をやっていると思うので、団体枠になるのかなというふうにも思いますけれども、今最初に述べた大学生だとかそういった方というのは、前回でしたらそれらの人を選出するときにはどの枠組みで行ってきたのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

前回、学生につきましては、途中で辞任されましたけれども 1名いらっしゃいまして、前は条例上市民枠というのはありませんでしたので、前は市長が必要と認める者、こちらが市民公募ということで、その中に学生がいらっしゃいました。

○小貫委員

ということは、いただいた資料によると書類選考で選出されたということになっていると思うのですけれども、それで間違いありませんか。

○（総務）企画政策室品川主幹

そのとおり書類選考でございます。

○小貫委員

そうしますと、先ほど第 3 号の部分、市政全般に関心がある云々というところは前回なかったと答弁されていま

すけれども、これについては同じように書類選考でやっているその他市長が必要と認める者、これが事実上移ってきていると、ここに。そういう考えでよろしいですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

市長が必要と認める者、前回は確かに書類選考で一般公募という方を選びましたけれども、この市長が必要と認める者の部分は、審議会を立ち上げるごとにその時々の方でどういう方をお願いするのか、また、どういう選考方法をとるのかということが変わってきてございます。

例えば、前々回の 21 世紀プラン。このときは、選考方法までは今資料がございませんけれども、市内民間企業の代表の方をお願いしておりますので、恐らく書類選考という形ではなくて、その方個人に直接就任依頼をしたと思われれます。

前回との比較で申しますと、前回は市民公募の方は書類選考により選びましたので、そこが現行条例でいう市民枠ですね。こちらに移ってきたというふうには言えるかと思えます。

○小貫委員

それで、前回との比較で言えば書類選考でやっていたと。そうしたら、今回の市長が必要と認める者というのはどういう選考を行うのですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

今回の市長が必要と認める者というのは、庁内で協議しまして候補者を絞っていきまして、個人に直接就任依頼をするという形になろうかと思えます。

○小貫委員

やはりそこがおかしいですよ。冒頭でいつの間にか庁内会議で方向性が決まっていって批判しましたけれども、そのことがまさにやられようとしているという話なのです。それで、必要なのだったら、実際どうなのか書類選考をやって入ってもらえばいいのではないかなと私は思うのです。

それで、高野議員が代表質問の中で（仮称）小樽市中小企業振興基本条例の検討委員会の委員、これは中村吉宏議員も一般質問で取り上げて引き合いに出していたのですけれども、この検討委員会と今回の審議会の委員、これはまず根拠が違うと思っていますので、この法的根拠も含めてどう異なるのか説明してください。

○（総務）企画政策室品川主幹

現在、（仮称）小樽市中小企業振興基本条例でございますけれども、こちらの検討委員会につきましては（仮称）小樽市中小企業振興基本条例検討委員会設置要綱に基づいて設置しております。

そして、総合計画審議会は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で法律または条例の定めるところにより置くことができることとされている執行機関の附属機関として、小樽市総合的な計画の策定等に関する条例、こちらに基づき設置いたします。

○小貫委員

またそういうところでいくと誤解のないようにしなければいけないと私は思いますし、議会の中で修正がかかりました。その一つが第 4 条ですね。市長が定めるというところから、市が定めるというふうに変更したところが大きな変更点としてあるわけなのですよ。さらにそういうところからいうと、市政全般をやはり考えて今回の審議会委員は任命、選出していかなければいけないと思います。

高野議員への答弁では真のオール小樽、こんな言葉を使っていましたけれども、やはり多様な意見を集約してこそ真のオール小樽と言えらると思います。「（仮称）小樽市中小企業振興基本条例」検討委員会には、市長の法定ビラを印刷した業者の方が入りましたが、総合計画の委員については、市長の意向に沿うかどうかは委員選考の判断基準ではないと、こういうことでよろしいのでしょうか。

○（総務）企画政策室品川主幹

総合計画審議会の委員には、多様な視点による審議や意見を期待するものでありまして、その観点で各界各層の方に参画していただきたいと考えておりますので、御質問のような市長の意に沿うかどうかとか、そういった観点は持ってございません。

（発言する者あり）

○小貫委員

それならば、市長枠が 2 割もあるという委員構成はおかしいのではないかと私は思います。構成の変更も視野に入れるべきではありませんか。

○（総務）企画政策室品川主幹

この人数構成につきましては、資料にありますとおり、市民参加の充実、まちづくりに関する知識、経験、多様な視点という観点で設定したものでして、定員の範囲内でそれぞれの枠の若干の増減というのは考えられますけれども、基本的にはこの枠組みで選考を進めてまいりたいと考えております。

○小貫委員

私、何のために最初に自治基本条例のことを確認したのかと。

今回、補正予算、人数の関係で委員の構成までは議案ではありませんけれども、今回のことというのは総務常任委員会で報告されると聞いていますので、改めてこの委員の構成については議会の議論を踏まえた上で決定していくと。今、基本的にというか、多少の入り繰りはあるというようなことも言いましたけれども、しっかり議会側の議論も踏まえて、丸のみすべきだとは言いません。踏まえて検討していくということでよろしいですか。

○（総務）企画政策室品川主幹

議会議論も受けとめまして、その点検討してまいりたいと考えております。

（「そんなの総務部主幹でいいのかどうか」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

◎トイレの洋式化について

続けて、同じ補正予算の中にあるトイレの洋式化についてです。

当初予算では、まず 270 万円という説明がありましたが、これはどのような事業内容だったのか。それが今回の補正ではどのように変わったのか、それを説明してください。

○（総務）総務課長

まず、当初予算で 270 万円計上しておりますけれども、これにつきましてはトイレ洋式化等整備計画に基づきまして計上したものであります。本館 1 階のトイレの洋式化です。男女 1 カ所ずつの大便秘器を今和式から洋式へ更新すると。それから、男女の天井窓の間仕切りをつける。外から見えないような扉をつける。照明、換気の改修。これで 270 万円ですが、その中に今回の 1,000 万円を積み増しておりますが、それにつきましては、先ほどの工事に加えまして、ニトリからの寄附が発端になった本館 2 階のトイレ、これを洋式化するということと、それから、せっかくお金をいただいたということで、1 階、2 階のトイレのいずれも全体的に見た目をやはりきれいになければいけないと。壁とか床とかも含めてですけれども、それから小便器、手洗い器の更新、それから配管の更新、ウォシュレットの設置、こういったことをやる予定でございます。

○小貫委員

大分何か広げてやるという話ですけれども、2 階のトイレの洋式化も含むと。それで、1 階は 1 カ所ずつだという話をしていましたが、2 階はどうする予定なのですか。

○（総務）総務課長

2 階のトイレはもともとはやるつもりはなかったのですが、これだけの寄附をいただいて洋式化し、全体的にき

れいに整えていくというような制度でございます。

(「いや、便器の数は」と呼ぶ者あり)

○(総務) 総務課長

全て洋式化するのですけれども、今ありますのは男子で一つ、その和式を洋式化する。それから、本館 2 階、女子も一つありますが、それはもともと洋式化されていまして、それは含まれておりません。

○小貫委員

含まれておりませんと。

便器の数だけで比較すると、2 個で 270 万円、1 個で 1,000 万円。だから、それ以外のが相当かかるということですが、なぜそれでそんなにかかるのですか。

○(総務) 総務課長

小便器も全部変えることにしますし、それからもともと 270 万円では小便器を変えるつもりはありませんでしたが、このたびの寄附をいただいて小便器以外もきれいに換えていくというようなことがありますし、あとはウォシュレットですとか、それから見た目をきれいにすることで壁なんかもきれいにしていく、床もきれいにしていく、照明もきれいにしていくと。そういったことで明るいトイレにしていくということでございます。

○小貫委員

よくわからないですけれども、これが 1,000 万円以上かからないということが言えるのかということなのですよ。たしか 1 億円の寄附でしたよね。その 1 割を市庁舎のトイレに使うということで、それ以上さすがに使うわけにはいかないと思うのですが、1,000 万円ですべておさまるという保証はあるのですか。

○(総務) 総務課長

もともと寄附をいただいて、とりあえずトイレを整備していくかという中で、本館 1 階のトイレですけれどもかなりの段差がありまして、実はその段差も解消したいというふうを考えてございました。

ただ、いろいろと見積もりをとると、きれいにしていくということも含めて三千何百万円というお金がかかりますので、その段差解消は断念したと。その中で今、小貫委員からございましたが、1,000 万円という、さすがに 1 億円のうち 3 割もお金を市役所のトイレに使うという話にはなりませんので、当然寄附者の御理解も得られないということで、せめて 1,000 万円ということで考え方はいろいろありますが、段差を解消する中できれいなトイレにするということで積んでいったときにちょうど 1,000 万円ぐらいになって、約 1 割になったところでございます。1 割ということでございますけれども、もともとは 270 万円ありますから合計で積み増ししまして 1,270 万円になりますが、この範囲の中で整備をしていくということでございます。

○小貫委員

◎海上技術学校について

次に行きます。海上技術学校の問題です。

これも本会議でほかの会派からもありましたけれども、まず小樽市と商工会議所、小樽市議会が行った要望書ですが、必要な改修等を行うことにより、同校を存続いただくよう強く要望と、このようにあります。国が責任を持って存続してくださいという立場と読み取れるのですが、海上技術学校の存続に対する小樽市の基本的なこの立場について教えてください。

○(総務) 企画政策室尾作主幹

小樽海上技術学校の存続に対する小樽市の基本的立場についてですが、8 月 31 日に手交した要望書にありますように、同校の入学志望者が減少せず依然として需要が高い中で、老朽化が進み耐震改修が難しいという理由で廃止されることは到底容認できないということから、まずはこれまでどおり国が責任を持って存続させてほしいという立場であります。



○小貫委員

それで、9月13日の国土交通省と機構の職員が来庁して、小樽市にどのような支援要請があったのかということ、地方自治体が海技教育機構に支援をしていると、財政的支援ですけれども、そういうところがあるのか、その辺についてどうでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

9月13日に国土交通省と海技教育機構の職員の方がいらっしゃって打ち合わせした際の本市に対する支援要請の内容についてですが、機構側からは老朽化した学校施設の建てかえの費用と運営の費用が課題となっているということで、本市からの支援策としてどのようなことができるのか協議を進めたいとの話がありました。

また、地方自治体が機構に支援している実績につきましては、学校敷地を自治体から有償で貸与しているという事例はあるようですけれども、このたびのような廃止の検討の対応策としまして自治体が支援している例はないと聞いております。

○小貫委員

それで、今後、国や機構と話し合いを続けることになると思うのですが、先ほども言っているように、ふれあいパスのように、このようになりましたと。議会で容認してくださいと。決定してから議会に持ってくると、そういうことはないと言えますか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

今後の国と機構との話し合いの方法についてですが、市だけでなく議会や商工会議所なども情報を共有しまして、御意見等をいただきながら学校存続に向けた取り組みを市を挙げて進めたいと考えております。

○小貫委員

それならば、本会議で副市長が答弁していた機構に伝えた2校、これを議会に示すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

一般質問で副市長がお答えしました2校、旧祝津小学校を含む2校というふうに機構の職員にお伝えしたと答弁しておりますけれども、耐震性がある施設として今基礎資料を渡した段階でありまして、現時点で残りの具体名は差し控えさせていただきたいと考えております。

○小貫委員

先ほど主幹は、議会と情報共有していきたいとこのように述べましたと。調べればわかる話なのです。それで、冒頭で総務部長も情報共有を図っていくと、これからも。こうやって言っていたのに、何でこれだけのことが示せないのですか。おかしいのではないですか。どうですか。

○（総務）企画政策室長

祝津小学校跡と残る1校はどこかということでございますけれども、残り1校につきましては、まだ子供たちも通っておられるということもございまして、その影響等を考えますと今の時点では、まだ検討が始まった段階でございますので、差し控えさせていただきたいということでございます。

○小貫委員

今子供が通っているとおっしゃいましたけれども、それは統合が決まっている学校なのか、まだその合意がとれていない学校なのか、そのことによって大きな問題があると思うのですが、どちらですか。

○（総務）企画政策室長

それをお答えしてしまいますと、かなり幅が狭まってきます。限定されますので、機構との話し合いがある程度見えてきてからといいますか、そのあたりになりましたらまた皆様にお伝えしていきたいというふうに考えてございます。

**○小貫委員**

統合が決まっている学校だったら問題ないのですよ、大体は。だから確認のために聞いているのであって、もし統合が決まっていないような学校を言ったとしたら大問題だから、いや、そうではありませんと。もう来年度には統合するこの学校ですと。それだったら、問題ないとは言わないけれども、そういう疑念を払拭するためにはどうなのですかと聞いているだけであって、隠す必要はないのではないですか。

**○副市長**

まことに申しわけありませんけれども、旧祝津小学校はもう既に廃校が決まって何年か跡利用を検討しております。他の 1 校についてはさまざまな影響がありますので、現時点では学校名は私どもからは申し上げられませんので、しかるべき時期が来ればできるだけ早く情報を提供してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

**○小貫委員**

本当に影響があったら困りますのでこの辺にしておきますけれども、そういう情報をきちんと議会側と特に議長ですよね。きちんと意思確認を行いながら物事を進めていくということがやはり必要なのではないかなと思います。

それで、そもそも今回のこの海上技術学校の話というのは財務省の調査がもとになっているわけですが、このことについては国土交通省はどういう見解なのでしょう。

**○（総務）企画政策室尾作主幹**

国土交通省の見解についてですが、船員養成や船員教育を行うに当たりまして、船員を志望する子供たちの教育環境をどうするのかという観点からの検討が重要だと考えている一方で、現実の問題として財務省が指摘するような建てかえに必要な財源の問題があるので、互いに接点を見出せるような案が考えられるかどうか地元からも提案をいただき、引き続き協議してまいりたいとのことであります。

**○小貫委員**

まず、海洋基本法第 20 条、何と定めてありますか。

**○（総務）企画政策室尾作主幹**

海洋基本法第 20 条でございますけれども、「国は、効率的かつ安定的な海上輸送の確保を図るため、日本船舶の確保、船員の育成及び確保、国際海上輸送網の拠点となる港湾の整備その他の必要な措置を講ずるものとする」と定められています。

**○小貫委員**

それでは、国土交通省の「基本政策部会とりまとめ～海洋立国日本の前進に向けた今後の海事行政の目指す方向 2015～」というものがありますけれども、ここに船員の方向性についてもしっかりと定めてありますが、これは今資料ありますでしょうか。

**○（総務）企画政策室尾作主幹**

申しわけありません。ただいま資料を用意してございません。

**○小貫委員**

ここに国土交通省の立場として、平成 25 年において、船員ですが総数 2 万 7,000 人、これは内航船員です。2 万 7,000 人のうち 50 歳以上が 50%、60 歳以上が 20%と高齢化が著しいことから、大量離職に伴う担い手不足が生じないよう十分な若年船員を確保・育成することが必要である。これが内航船員。

外航船員については、海上運送法に基づく日本船舶及び船員の確保に関する基本方針等を踏まえ、その他外航日本人船員の確保・育成に取り組むとともに、その後、外国人船員の確保ですけれども、こういうことが必要だとしっかり方針を国土交通省としては持っているはずなのです。船員の確保に取り組むと言っているのですから、きちんとこのことを踏まえて、先日は、副市長とか関係者は国土交通省の人たちに会ったのでしょうか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

8月31日の要望活動の状況でございますけれども、今、小貫委員がおっしゃったように、国土交通省としましては独立行政法人海技教育機構の中期目標などにも掲載しておりますが、委員がおっしゃいましたように船員の育成及び確保は海洋基本法で国の責務として明定されておまして、国土交通省では海事産業の市場環境整備ですとか人材の確保を図ることを政策目標として掲げ、船員養成事業のその一翼を担うものとして位置づけていると記してあります。

また、要望の段階では、三者からも、船員を養成するのはまずは国の責務であろうということを前提として、財源だけを理由に廃止を検討することは容認できないということで要望してまいったところでございます。

○小貫委員

今の答弁ともかぶるかもしれないですが、やはり私としましては何よりもやはり最初の要望書にあるように、国の責任で存続を図ることがやはり基本にあるべきだと思います。その上で地元の行政として協力できることはもちろん協力していくということで、そういうところを中心に置いて、やはり国にしっかり働きかけを行うと。もちろんいろいろな関係者の協力も得ながら行うと。そのためには、何よりも情報の共有が必要だと。そういうことで、しっかりと国に存続を訴えるには国の責任を明確にすることが重要だと思いますが、その辺はいかがですか。

○（総務）企画政策室尾作主幹

先ほどの御質問でもお答えしましたとおり、海上技術学校の存続につきましては、本市としましてこれまでどおり国が責任を持って存続させてほしいという基本的な立場は変わらないままで、関係者の皆様と協力しながら要望活動を行っていきたくと考えております。

○小貫委員

◎市民ギャラリーについて

それでは話を移して、市民ギャラリーの話です。

きょうは教育委員会へ質問がなかなか飛ばなかったのかわいそうだなと思っておりますけれども、新谷議員が一般質問でこの問題を取り上げました。

この答弁で、時間延長のために必要な課題を幾つか挙げていまして、館内のセキュリティーの確保と暖房業務の見直しと。もう少し具体的に説明していただけますか。

○（教育）美術館副館長

館内のセキュリティーにつきましては、現状の警備システムでは時間外において市民ギャラリー以外の展示室のセキュリティーの確保が必要になります。また、暖房については、当館は冬季はボイラーにより暖房を行っており、燃料費のほかボイラー業務の委託料が発生することとなります。また、このことにより使用料の見直しを検討することとなりますと、条例改正することとなりますので、それに向けての対応も必要となります。

○小貫委員

使用料の見直しということもありますけれども、それらの課題をクリアしてそれに伴う追加予算となりますとどの程度になるのか、今試算していましたらお答えください。

○（教育）美術館副館長

現状ではどの程度のニーズがあるか把握できておりませんし、どのような対応とするかも決まっておられないので詳細な試算は困難ですが、例えば暖房業務の延長に限って言いますと、ボイラー業務委託料は2時間延長につき約4,000円程度の増加となります。

○小貫委員

その4,000円というのは、単位は1日なのかどうかというところを。

○（教育）美術館副館長

1 日 2 時間延長するとして、4,000 円程度の増加が見込まれます。

（「年間は。そうしたら」と呼ぶ者あり）

年間は、どの程度のニーズがあるかによって変わってくるかと思います。

○小貫委員

それと、ニーズということもあって、利用者の意見を聞くという答弁がありました。この利用者とは誰を指しているのか、意見をどのようにいつから聞くのかお答えください。

○（教育）美術館副館長

利用者とは、ギャラリーで展示を行っている団体や個人を指しております。

今年度中には過去にギャラリーを使用された方、また、来年には新たにギャラリーの使用をされる方に対して、使用時間についての意向調査を行っていきたいと考えております。

○小貫委員

それで、今いろいろ挙げられた点を踏まえて検討していくと答弁がありましたけれども、この検討というのが厄介な、厄介というかいろいろ含みがある言葉でして、前向きに検討ということで思っているのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

ギャラリーの開館時間を延長し、多くの方に展示を見ていただくことは本市の文化芸術活動の振興に大変有意義であると考えますが、予算が足りないところもあり、また、条例改正が必要になるなど課題もありますので、それらを整理しながら前向きに検討していきたいと考えております。

○小貫委員

それで、いつぐらいに大体出る予定なのでしょうか。

○（教育）美術館副館長

先ほどお答えしましたように、利用者への意向調査を踏まえ、冬期間の経費など条件を整理した後に利用者の方の要望に応じた対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。

○小貫委員

それがいつなのですか。

○（教育）美術館副館長

できるだけ早く実施したいと思いますけれども、平成 30 年度 1 年程度の調査期間を要すると思いますので、目標といたしましては 31 年度を目標にしていきたいと思います。

○小貫委員

そうすると、今度は市長部局に聞きますが、これで厄介なのは予算要求をしたけれども蹴飛ばされるということがあるのですが、よほどのことがない限りは予算措置するというところでよろしいですね。

（「仮定の話には答えられない」と呼ぶ者あり）

○（財政）財政課長

平成 30 年度の予算編成も来月から予算編成方針を各原部に示しまして、それで各原部から要求いただくという形になりますが、どの程度 30 年度の事業の部分で各原部から要求が上がってくるか現時点ではわかりませんので、出てきた時点で実際にその事業の費用対効果なども検証しながら予算措置ができるものなのか、もしくはもう少し検討を要するものなのか、それを個々に判断していきたいというふうに考えております。

○小貫委員

何か聞かなければよかったような感じの答弁でしたけれども、平成 30 年、31 年と、31 年は多分骨格予算となりますが、決断したほうが良いと思います、それはアドバイスとして述べておきます。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。